

9 構造物の影響

9.1 日照障害

計画地及びその周辺における日照障害の状況、地形及び既存建築物の状況等を調査し、計画施設による日影の影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

本事業に伴う日影の影響について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 日照障害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建築物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法

(ア) 日照障害の状況

地形図、住宅地図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(イ) 地形の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(ウ) 既存建築物の状況

住宅地図、地形図及び土地利用現況図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(エ) 土地利用の状況

土地利用現況図、都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(オ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「建築基準法」
- ・「川崎市建築基準条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 日照障害の状況

計画地には、既存の堤根処理センターの建物が、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅の建築物が存在し、これらによる日影が発生している。

計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況は、表 9.9.1-1(1)、(2)及び図 9.9.1-1 に示すとおりであり、特に配慮すべき施設として、ぶれすと尻手ほいくえん、ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院等がある。

(イ) 地形の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

(ウ) 既存建築物の状況

計画地周辺の既存建築物の状況は、図 9.9.1-2 に示すとおりである。計画地近傍には主に戸建住宅や中層住宅が存在し、5階建て以上の建物が、計画地の周辺約 300m の範囲内に立地している。

(エ) 土地利用の状況

計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

また、計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

表9.9.1-1(1) 日影の影響に特に配慮すべき施設等

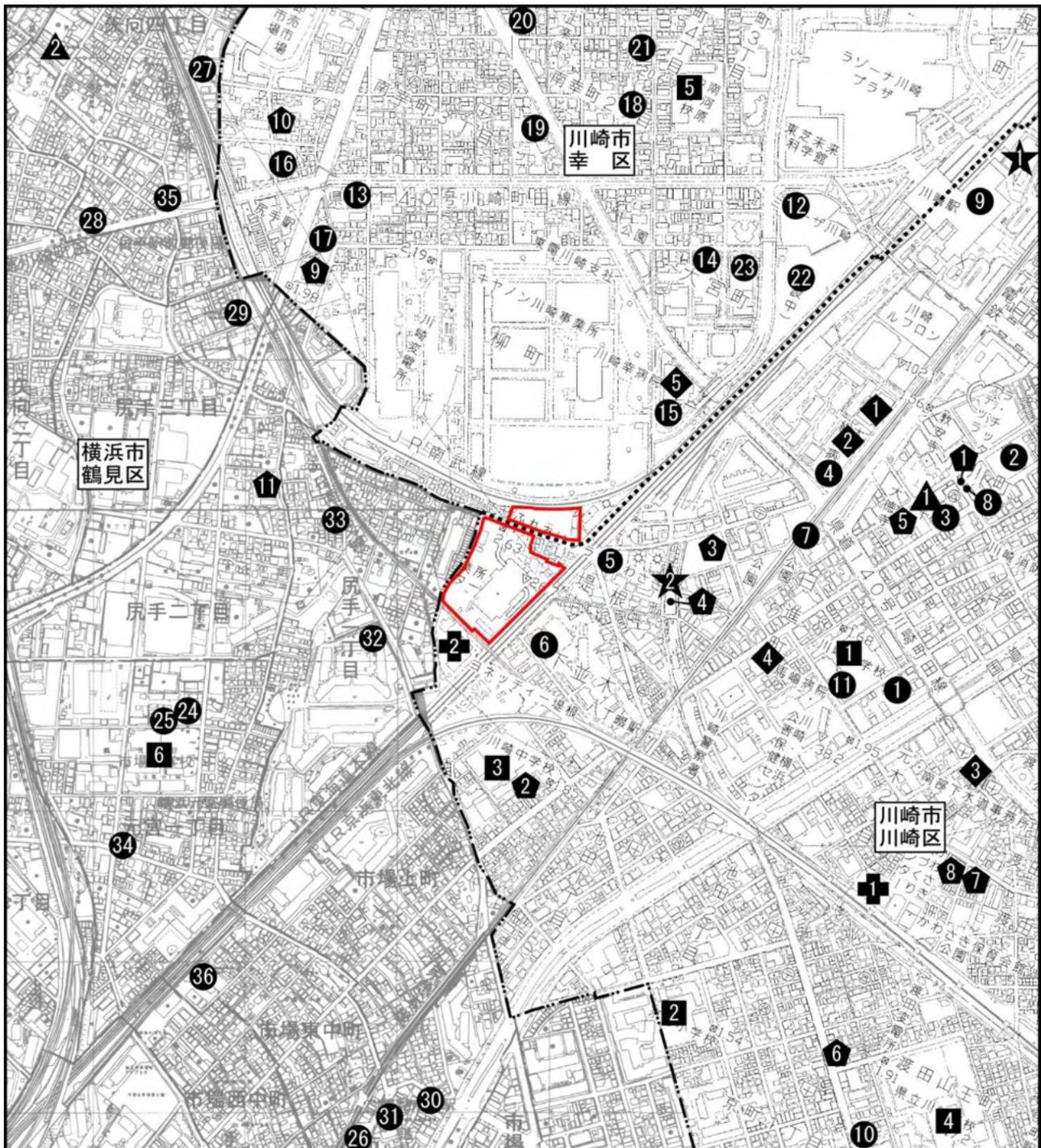
区分	市区	No.	名称	所在地	
● 保育園	川崎市	川崎区	1	あすいく保育園	日進町 22-14
			2	アスク川崎東口保育園	小川町 13-9
			3	川崎おおぞら保育園	小川町 11-9
			4	川崎もりのこ保育園	日進町 1-68 8号棟 2階
			5	キンカーンインターナショナルスクール	堤根 37-1
			6	チャイルドタイム八丁囃エンゼルホーム	下並木 11-5 川崎サイトシティクラブハウス 2階 3-212
			7	はぐくみ保育園	日進町 29
			8	保育所キラキラルーム川崎園	小川町 12-11
			9	メリー★ポピンズ アトレ川崎ルーム	駅前本町 26-1
			10	ももんが保育園	渡田山王町 20-16 ヴィヴァンメゾン 201
			11	ゆめいく日進町保育園	日進町 20-3
		幸区	12	アスク川崎西口保育園	大宮町 1310 ミューザ川崎 1階
			13	神奈川県東部ヤクルト販売(株) 幸保育園	柳町 9-1 メゾン柳 1
			14	かわさき大宮町保育園	大宮町 9-1
			15	ゲートタワーローズ保育園	大宮町 31-1 川崎ゲートタワー1階
			16	こあらっこはうすクレシュ・ラ・ガール	南幸町 3-115
			17	小学館アカデミー南さいわい町保育園	南幸町 3-97
			18	たいよう保育園	南幸町 2-14-2
			19	ぶれあ保育園・川崎南幸町	南幸町 2-68-1
			20	保育園フェリチッタ	南幸町 2-76
			21	保育園リエッタ	南幸町 2-9 2・3階
			22	メリー★ポピンズ 川崎西口ルーム	大宮町 1-5
			23	YMCA かわさき保育園	大宮町 26-3 3号棟 102
	横浜市	鶴見区	24	市場保育園	元 1-17-33
			25	市場保育園分園おひさま	元宮 1-17-39-2
			26	市場ポケット保育園	市場大和町 3-18
			27	尻手すきっぷ保育園	矢向 4-26-13
			28	尻手スマイル保育園	矢向 4-7-21
			29	太陽の子 尻手保育園	尻手 3-8-27
			30	鶴見 Asa 保育園	市場大和町 5-14 ナイスアーバンスピリッツ鶴見市場 II 104
			31	鶴見ハート保育園	市場大和町 4-18
			32	鶴見ルーナ保育園	尻手 1-1-15
			33	ぶれすと尻手ほいくえん	尻手 1-4-51
			34	ぶれすと尻手ほいくえん附属元宮	元宮 1-9-44
			35	矢向つぼみ保育園	矢向 4-5-26
			36	わくわくの森保育園	市場東中町 12-27
▲ 幼稚園	川崎市	川崎区	1	川崎頌和幼稚園	小川町 11-13
	横浜市	鶴見区	2	矢向幼稚園	矢向 4-22-38
■ 学校	川崎市	川崎区	1	川崎小学校	日進町 20-1
			2	京町小学校	京町 1-1-4
			3	川崎中学校	下並木 50
			4	川崎高等学校	渡田山王町 22-6
			5	南河原中学校	中幸町 4-31
	横浜市	鶴見区	6	市場小学校	元宮 1-13-1
★ 図書館	川崎市	川崎区	1	川崎図書館	駅前本町 12-1
			2	川崎市視覚障害者情報文化センター	堤根 34-1
◆ 病院	川崎市	川崎区	1	太田総合病院	日進町 1-50
			2	太田総合病院記念研究所附属診療所	日進町 1
			3	医療法人社団慶友会第一病院	元木 2-7-2
			4	馬嶋病院	日進町 24-15
		幸区	5	川崎幸病院	大宮町 31-27

出典：「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ)
「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ)
「川崎市立学校一覧(基本情報)」(川崎市総合教育センターホームページ)
「横浜市立学校名簿」(横浜市教育委員会ホームページ)
「ここ de サーチ」(子ども・子育て支援情報公表システムホームページ)
「図書館・市民館など」(川崎市ホームページ)
「病院・診療所名簿」(川崎市ホームページ)

表9.9.1-1(2) 日影の影響に特に配慮すべき施設等

区分	市区	No.	名称	所在地	
● 福祉施設	川崎市	川崎区	1	小川町スマイルイン	小川町 12-13
			2	グループホーム 川崎下並木の家	下並木 58-2
			3	川崎ラシクル	日進町 5-1
			4	かわさき老人福祉・地域交流センター	堤根 34-15
			5	恒春園	小川町 10-10
			6	ソラリス京町	渡田山王町 18-12
			7	花物語かわさき南	渡田新町 3-3-2
			8	ベストライフ川崎	渡田新町 3-1-5
	横浜市	鶴見区	9	ふれあい家族	柳町 55-3
			10	まどか川崎	南幸町 3-119-14
			11	福寿の里 グループホーム	尻手 2-4-21
● その他	川崎市	川崎区	1	かわさき健康づくりセンター	渡田新町 3-2-1
			2	ヨネッティー堤根（現在再整備中）	堤根 73-1

出典：「高齢者施設のご案内」（川崎市ホームページ）
「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ）
「健康・スポーツ」（川崎市ホームページ）



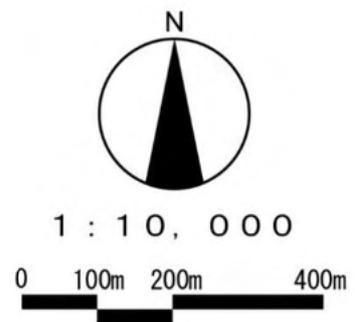
凡例

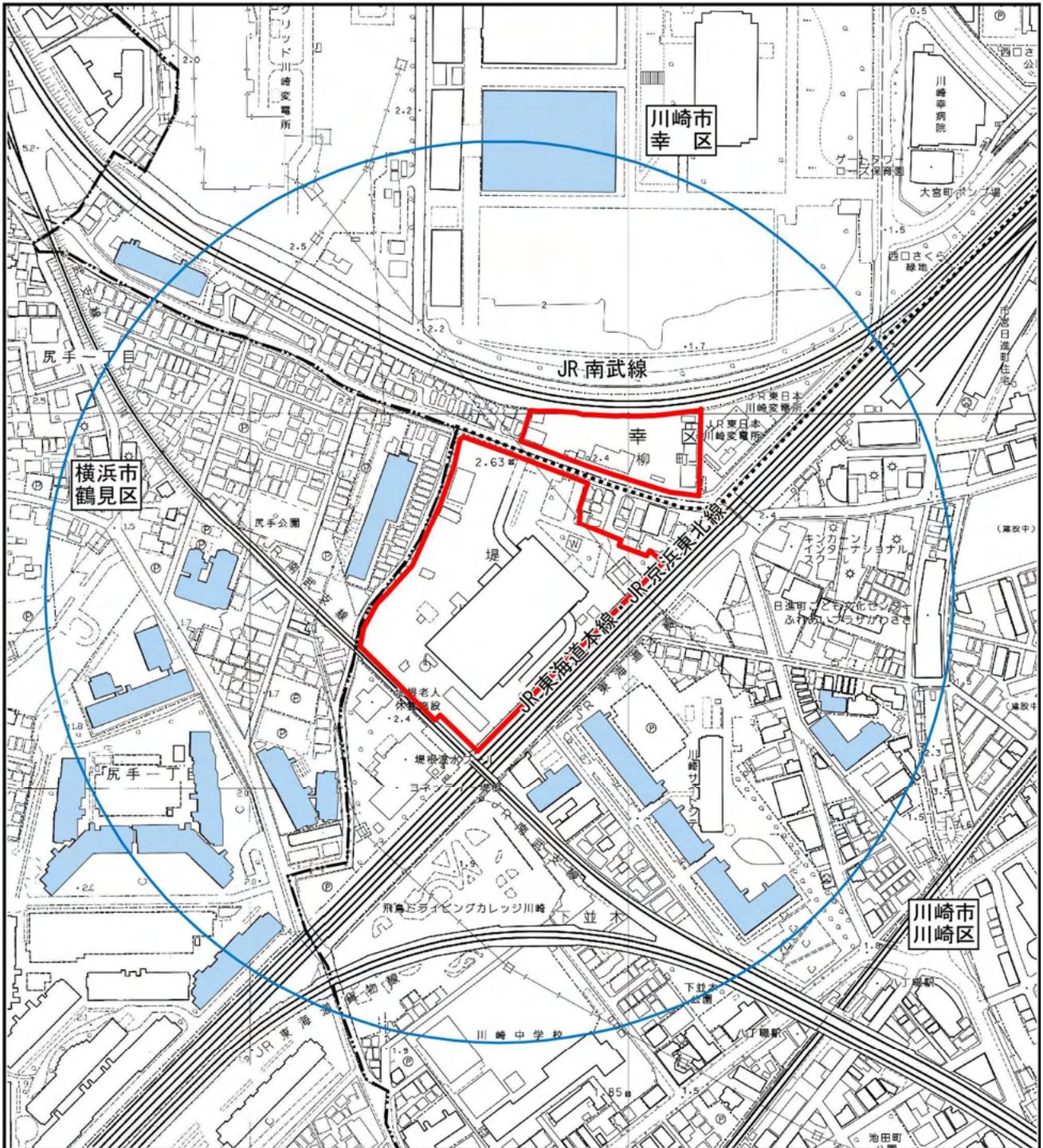
- | | | | | | | | |
|--|-----|--|-----|--|------|--|-----|
| | 計画地 | | 保育園 | | 図書館 | | その他 |
| | 市境 | | 幼稚園 | | 病院 | | |
| | 区境 | | 学校 | | 福祉施設 | | |

出典：「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
 「川崎市立学校一覧（基本情報）」（川崎市総合教育センターホームページ）
 「横浜市立学校名簿」（横浜市教育委員会ホームページ）
 「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公表システムホームページ）
 「図書館・市民館など」（川崎市ホームページ）
 「病院・診療所名簿」（川崎市ホームページ）
 「高齢者施設のご案内」（川崎市ホームページ）
 「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ）
 「健康・スポーツ」（川崎市ホームページ）

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図（川崎区図）」（川崎市）、「横浜市行政区図（鶴見区図）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.1-1 日照の影響に特に配慮すべき施設等





凡例

- 計画地
- · — · 市境
- 区境
- 既存建築物の調査範囲
(計画地を中心とした半径300mの範囲)
- 建築物(5階以上)

この地図は、「川崎市都市計画基本図(南河原)、(八丁畷)」(川崎市)及び「横浜市都市計画基本図(矢向)、(市場)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 4, 000



図9.9.1-2 既存建築物の状況

(オ) 関係法令等による基準等

a 建築基準法及び川崎市建築基準条例

建築基準法及び川崎市建築基準条例に基づく日影規制については、表9.9.1-2に示すとおりである。また、計画地西側の横浜市の区域については、準工業地域であり、同様の規制日影時間、範囲となっている。

計画地東側方面、西側方面は準工業地域、北側は準工業地域及び工業地域に指定されており、このうち工業地域を除く地域は日影規制の対象となる。

表9.9.1-2 計画地及びその周辺における日影規制の区域、日影時間の指定（川崎市）

対 象 区 域	制限される建築物	規制される日影時間		測定水平面の高さ
		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		
		5メートルを超え10メートル以内	10メートルを超える	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7メートルを超えるかまたは地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	(平均地盤面からの高さ) 1.5メートル
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	東横線以西 3 "	2 "	4 "
東横線以东		4 "	2.5 "	4 "
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	"	東横線以西 4 "	2.5 "	4 "
東横線以东		5 "	3 "	4 "
近隣商業地域で容積率200%の区域 準工業地域	"	5 "	3 "	4 "

b 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、建築物・工作物の建築等に伴う日照にかかわる影響については、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度とした。

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地周辺とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、計画施設の完成後の冬至日とした。

(エ) 予測方法

冬至日の日影データについては、表 9.9.1-3 に示すとおりである。冬至日の真太陽時の 8 時から 16 時について、平均地盤面における、煙突を含む時刻別日影図及び等時間日影図を作図し、日影の影響範囲を予測した。

また、計画地周辺は準工業地域に指定されていることから、同地域に適用される 3 時間及び 5 時間の等時間日影図について、平均地盤面における冬至日のものを作図し、日影の影響範囲を予測した。なお、建築基準法等では、測定水平面(平均地盤面から高さ 1.5m 又は 4.0m の位置)において日影時間が規制されているが、本事業では周辺への日影の影響をできる限り少なくすることを目的に、測定水平面ではなく平均地盤面レベル (TP+2.5m) で日影時間の予測を行うこととする。また、建築基準法に基づき、工作物である煙突は含まないものとした。

表9.9.1-3 日影規制の概要による日影データ

緯度	北緯 35° 31	
経度	東経 139° 41	
時期	冬至日	
時刻 (真太陽時)	方位角 (度)	倍率
8:00	-53.38	6.97
9:00	-42.79	3.22
10:00	-30.28	2.19
11:00	-15.81	1.78
12:00	0	1.66
13:00	15.81	1.78
14:00	30.28	2.19
15:00	42.79	3.22
16:00	53.38	6.97

(オ) 予測結果

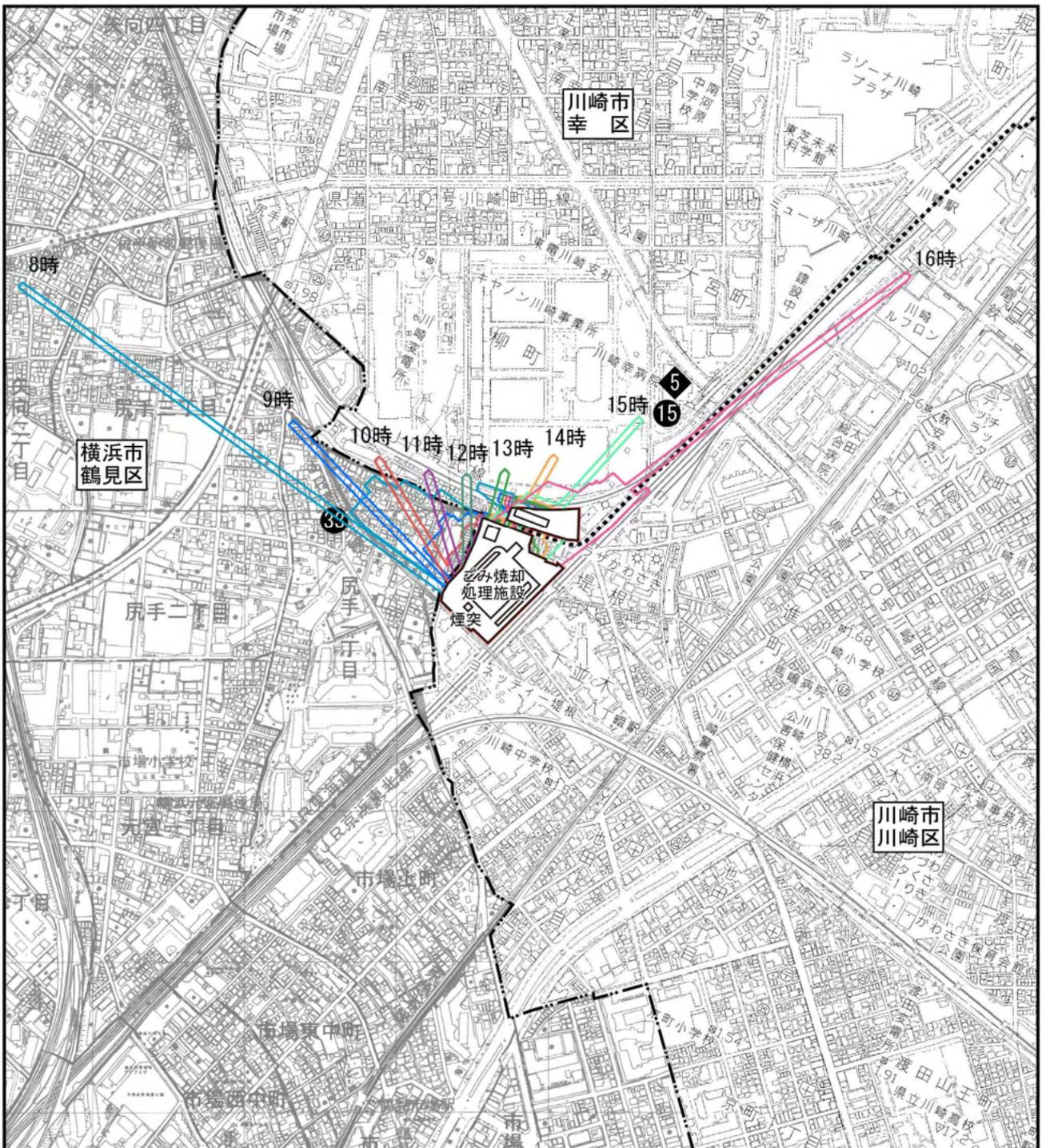
計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での時刻別日影図は図9.9.1-3に、等時間日影図は図9.9.1-4に、日影の影響を受ける建物棟数は表9.9.1-4に示すとおりである。

冬至日において、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ぶれすと尻手ほいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。

また、日影規制に関する予測について、計画施設（煙突を含まない）による、冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、図9.9.1-5に示すとおりであり、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。

表9.9.1-4 日影の影響を受ける既存建物

日影時間	日影の影響を受ける建物棟数		
	住居系	非住居系	合計
1時間未満	293	20	313
1時間以上2時間未満	34	2	36
2時間以上3時間未満	16	0	16
3時間以上4時間未満	15	0	15
4時間以上5時間未満	1	0	1
5時間以上	0	0	0
合計	359	22	381



凡 例

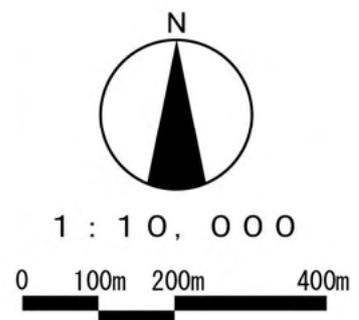
- | | | |
|--------------|-----|-----|
| —— 計画地 | 日影線 | |
| — · — 市境 | 8時 | 13時 |
| · · · · · 区境 | 9時 | 14時 |
| ● 保育園 | 10時 | 15時 |
| ◆ 病院 | 11時 | 16時 |
| | 12時 | |

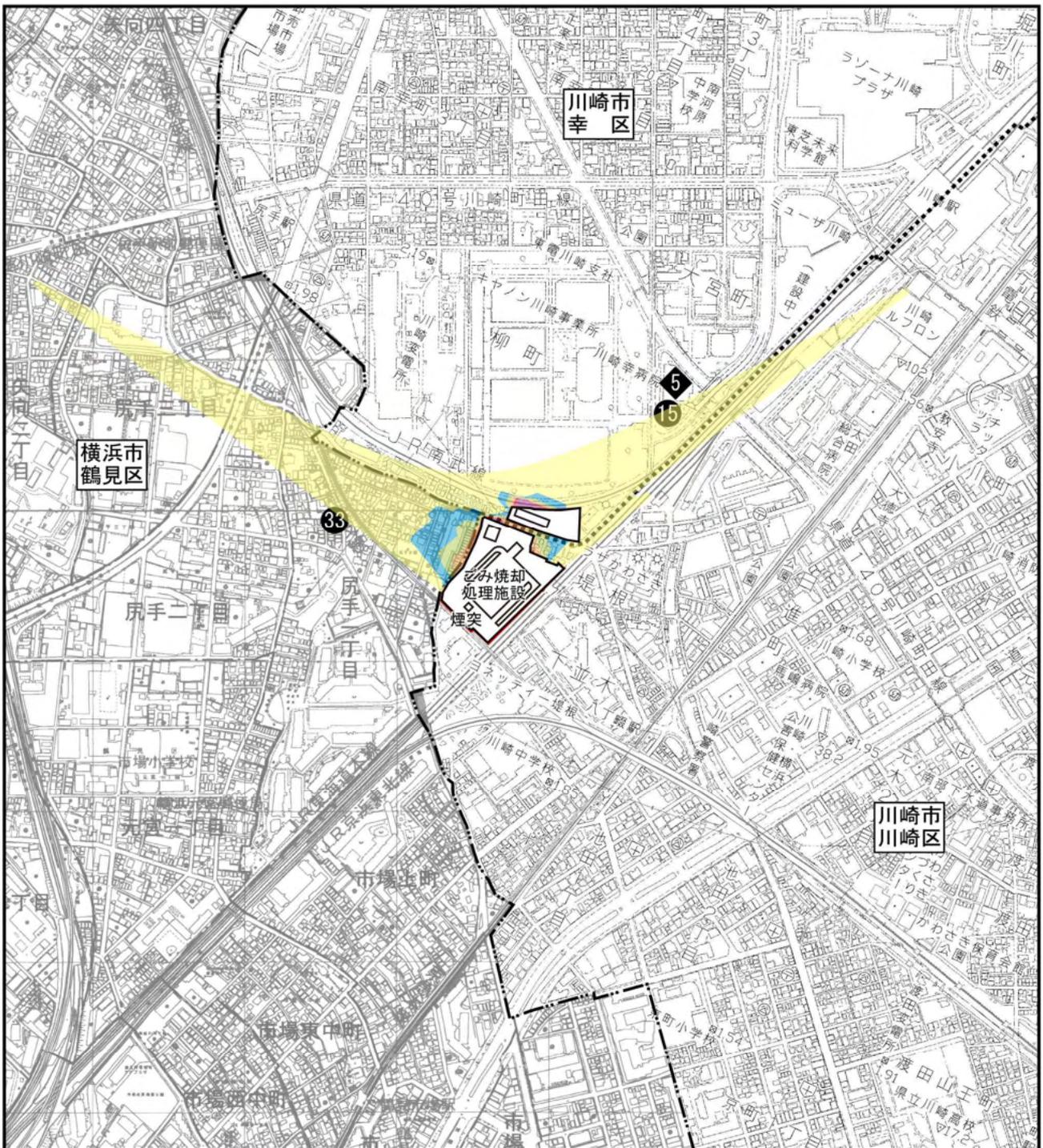
注 1) 時刻別日影図に煙突を含む。

注 2) 図中の記号の番号は、表 9.9.1-1(1)の番号と対応している。

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.9.1-3 時刻別日影図





凡 例

- | | | | |
|-------|-----|---|---------------|
| — | 計画地 | ■ | 1 時間未満 |
| - - - | 市境 | ■ | 1 時間以上 2 時間未満 |
| ⋯⋯⋯ | 区境 | ■ | 2 時間以上 3 時間未満 |
| ● | 保育園 | ■ | 3 時間以上 4 時間未満 |
| ◆ | 病院 | ■ | 4 時間以上 5 時間未満 |
| | | ■ | 5 時間以上 |

注 1) 等時間日影図に煙突を含む。

注 2) 図中の記号の番号は、表 9.9.1-1(1)の番号と対応している。

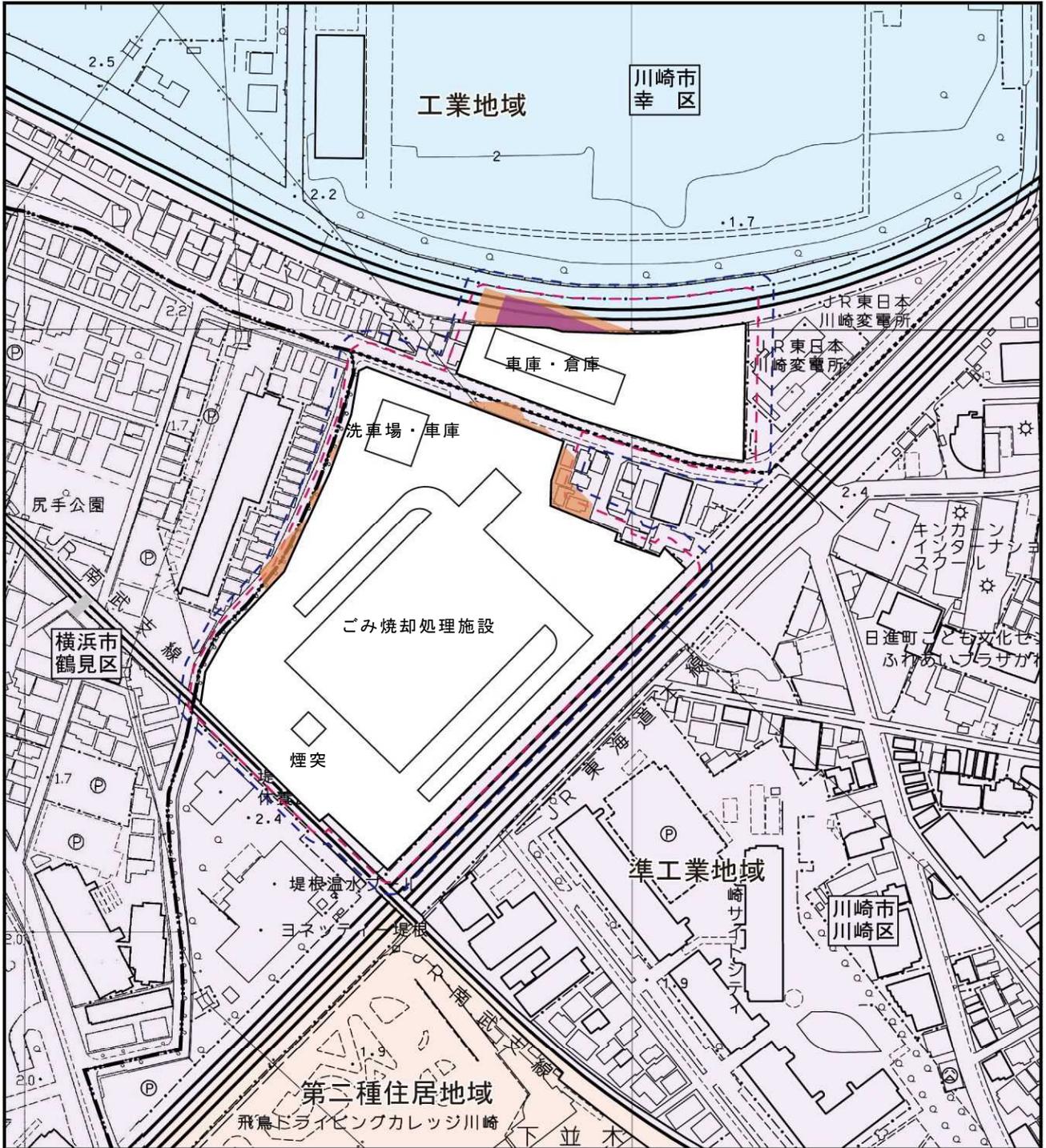
この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。



1 : 10, 000



図9.9.1-4 等時間日影図



凡例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- 3時間
- 5時間
- 注) 等時間日影図に煙突を含まない
- - - 10mライン
- · - 5mライン

自主的な日影基準

凡例	規制される時間		測定水平面高さ 平均地盤面レベル
	5mを超え 10m以内	10mを 超える	
■ 準工業地域	5時間	3時間	



1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.1-5 等時間日影図（日影規制に関する予測）

イ 環境保全のための措置

日影の影響に対する配慮の観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・ 建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮する。

ウ 評価

計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での日影の状況を予測した結果、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ぶれすと尻手ほいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。

また、計画施設（煙突を含まない）による冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。

さらに、施設の詳細な計画にあたっては、建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮するなどの環境保全のための措置を講じることにより、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。

9.2 テレビ受信障害

計画地及びその周辺のテレビ電波の受信状況等を把握し、供用時における計画施設の存在によるテレビ電波の受信に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画施設の存在により発生するテレビ電波の受信に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) テレビ電波（地上波）の受信状況
- (イ) テレビ電波の送信の状況
- (ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況
- (エ) 地形、工作物の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、テレビ受信障害が発生すると想定される範囲を含む計画地周辺の地域とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

a テレビ電波（地上波）の受信状況

調査地点は、テレビ受信障害が生じると想定される地域を考慮して、図9.9.2-1に示す30地点とした。

b 高層建築物及び住宅等の分布状況

計画地及びその周辺とした。

c 地形、工作物の状況

計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

a テレビ電波（地上波）の受信状況

現地調査時期は、令和3年7月20日（火）～21日（水）とした。

b 高層建築物及び住宅等の分布状況

現地踏査時期は、令和3年7月20日（火）とした。

c 地形、工作物の状況

「b 高層建築物及び住宅等の分布状況」と同様とした。

(ウ) 調査方法

a テレビ電波（地上波）の受信状況

調査は、一般社団法人CATV技術協会の会員である専門機関により、「テレビ受信状況調査要領」（平成30年6月 一般社団法人日本CATV技術協会）及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（平成30年6月 一般社団法人日本CATV技術協会）に定める方法に準拠した電波測定車両を用いて実施した。

共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態については、既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

b テレビ電波の送信の状況

「デジタル中継局開局情報」（総務省関東総合通信局ホームページ）等の既存資料による調査により把握した。

c 高層建築物及び住宅等の分布状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

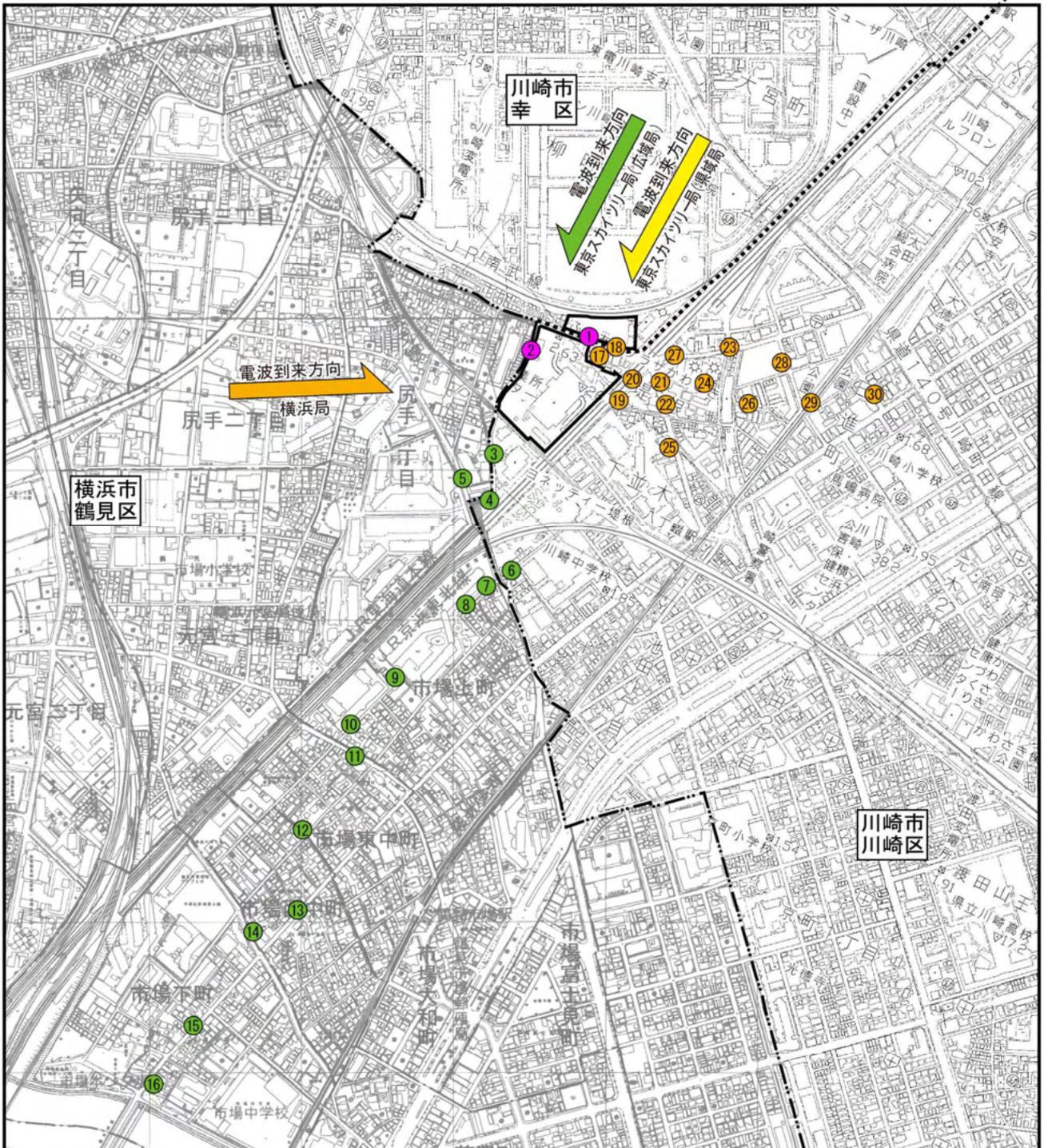
d 地形、工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「地域環境管理計画」の地域別環境水準



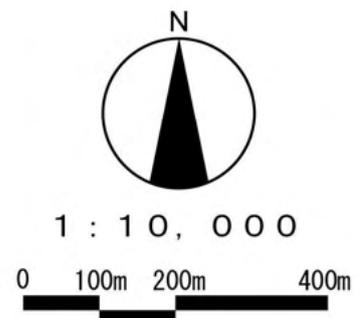
凡 例

- 計画地
- 市 境
- 区 境
- ← 電波到来方向

- 調査地点 (東京スカイツリー局及び横浜局)
- 調査地点 (東京スカイツリー局)
- 調査地点 (横浜局)

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.9.2-1 テレビ受信障害調査地点



エ 調査結果

(ア) テレビ電波（地上波）の受信状況

テレビ電波（地上波）の受信状況に係る調査結果は、表 9.9.2-1(1)、(2)に示すとおりである。詳細な内容は、資料編（資料 10-1、資-147 ページ参照）に示す。

地上デジタル波の受信レベルの品質管理の調査結果をみると、一部、受信状況が良好でない地点が存在するものの、概ね良好に受信されている。

また、共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態の調査結果は、図 9.9.2-2 に示すとおりであり、この地域においては、すでに広範囲でケーブルテレビや光ケーブルへの加入により、電波障害の改善対策が実施されている。

表9.9.2-1(1) テレビ受信（地上波）状況調査結果

放送局名		東京スカイツリー局									受信アンテナ高
		広域局							県域局	県域局	
		NHK 総合 ch27	NHK 教育 ch26	日 本 テレビ ch25	TBS テレビ ch22	フ ジ テレビ ch21	テレビ 朝 日 ch24	テレビ 東 京 ch23	M X テレビ ch16	テレビ 神奈川 ch18	
調査地点	調査項目										
1	端子電圧	56.5	56.3	57.8	58.8	58.4	59.8	58.2	45.1	73.7	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
2	端子電圧	44.9	42.6	47.0	48.0	45.6	45.3	48.2	32.1	57.8	10m
	品質評価	B	B	B	B	B	C	A	D	B	
3	端子電圧	41.1	40.9	40.7	42.3	41.4	44.4	43.1	28.5	—	10m
	品質評価	C	C	C	C	B	B	B	E	—	
4	端子電圧	41.4	42.8	41.7	45.5	42.8	45.2	43.2	30.0	—	10m
	品質評価	B	A	B	A	B	A	B	E	—	
5	端子電圧	42.6	39.0	36.6	39.4	40.3	37.5	34.6	21.4	—	10m
	品質評価	A	B	B	B	A	D	C	E	—	
6	端子電圧	43.0	39.8	43.5	49.0	51.5	46.4	47.9	36.5	—	10m
	品質評価	B	B	C	A	A	B	A	B	—	
7	端子電圧	57.7	56.2	57.3	57.0	56.1	58.6	56.2	40.3	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	—	
8	端子電圧	57.6	55.5	57.0	59.7	58.5	59.0	58.4	45.3	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	—	
9	端子電圧	42.4	41.8	44.7	42.7	42.5	42.9	42.6	28.1	—	10m
	品質評価	B	A	A	A	B	A	A	D	—	
10	端子電圧	42.4	41.9	43.1	40.8	41.6	42.7	41.2	28.6	—	10m
	品質評価	B	C	A	B	A	B	B	D	—	
11	端子電圧	38.9	39.4	41.9	42.3	41.5	42.2	41.3	26.4	—	10m
	品質評価	B	B	B	A	C	B	B	E	—	
12	端子電圧	51.2	45.2	50.1	51.9	49.8	48.0	50.1	35.6	—	10m
	品質評価	C	B	C	A	A	B	B	C	—	
13	端子電圧	54.9	52.7	52.7	53.0	53.0	54.1	51.7	35.6	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	C	—	
14	端子電圧	50.9	47.3	50.1	47.9	46.5	50.4	47.3	31.1	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	B	—	
15	端子電圧	47.2	46.5	48.0	46.7	47.5	51.2	47.7	31.4	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	C	A	A	D	—	
16	端子電圧	56.9	54.7	57.3	53.1	55.0	58.3	57.6	39.2	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	B	—	

注 1) デジタル波の端子電圧レベル（受信レベル）は 75Ω 終端値 [dB (μV)] で表示した。

注 2) 品質評価は、次の基準による評価表示である。

A：きわめて良好 B：良好 C：おおむね良好 D：不良 E：受信不能

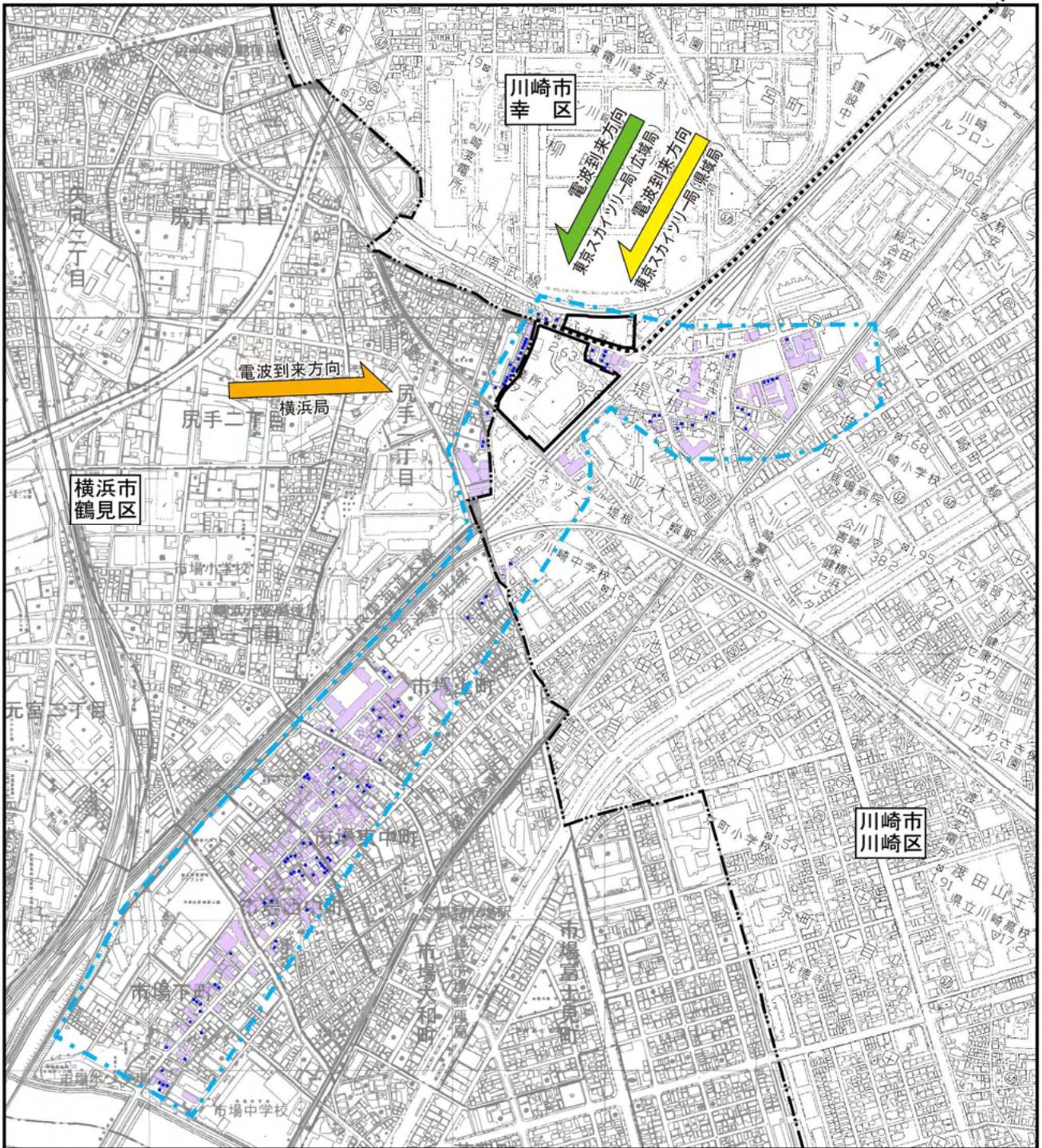
表9.9.2-1(2) テレビ受信（地上波）状況調査結果

放送局名		東京スカイツリー局								横浜局	受信アンテナ高
		広域局						県域局		県域局	
調査地点	調査項目	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	M X テレビ	テレビ 神奈川	
		ch27	ch26	ch25	ch22	ch21	ch24	ch23	ch16	ch18	
17	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	73.2	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
18	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	75.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
19	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	61.9	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	C	
20	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.1	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
21	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	71.9	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
22	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
23	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	81.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
24	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.4	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
25	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	59.1	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
26	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	71.5	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
27	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	84.6	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
28	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	55.2	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
29	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	53.0	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
30	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	51.3	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	

注1) デジタル波の端子電圧レベル（受信レベル）は75Ω終端値[dB(μV)]で表示した。

注2) 品質評価は、次の基準による評価表示である。

A：きわめて良好 B：良好 C：おおむね良好 D：不良 E：受信不能



凡 例

- 計画地
- · — 市 境
- 区 境
- ← 電波到来方向
- ⋯⋯ 調査範囲
- 光テーブル引き込み宅
- ケーブルテレビ加入宅

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.2-2 共聴設備等の設置状況

(イ) テレビ電波の送信の状況

計画地周辺における現在のテレビ電波（地上デジタル波）の送信状況は、表 9.9.2-2 に示すとおりである。

また、衛星放送の送信状況は、表 9.9.2-3 に示すとおりである。

表9.9.2-2 テレビ電波の送信状況（地上デジタル波）

放送局（略称）		チャンネル	送信場所	周波数 (MHz)	送信高 (m)	送信出力 (kW)
東京 スカイツリー局	広域局	27	東京都墨田区 押上	554～560	614	10
		26		548～554		
		25		542～548		
		22		524～530		
		21		518～524		
		24		536～542		
		23		530～536		
	県域局	16		488～494	566	
横浜局	県域局	18	横浜市鶴見区 三ツ池公園	500～506	190.5	1

表9.9.2-3 テレビ電波の送信状況（衛星放送）

名称		衛星	送信出力 (W)
BS 放送 (東経 110°)	デジタル	NHK BS1	BSAT-3a BSAT-3b BSAT-3c
		NHK BS プレミアム	
		BS 日テレ	
		BS 朝日	
		BS-TBS	
		BS ジャパン	
		BS フジ	
		WOWOW	
		スターチャンネル	
		BS11	
		TwelV	
		放送大学	
		グリーンチャンネル	
		BS アニマックス	
		FOX スポーツ&エンターテイメント	
		BS スカパー!	
		J S P O R T S	
		BS 釣りビジョン	
		イマジカBS・映画	
		BS 日本映画専門チャンネル	
ディズニーチャンネル			
D - L i f e			
ウェザーニューズ			
CS 放送 (東経 110°)	スカパー! (69ch)	N-SAT-110	120
CS 放送 (東経 124°)	スカパー! プレミアムサービス (テレビ 161ch)	JCSAT-4B	150
CS 放送 (東経 128°)	(ラジオ 100ch)	JCSAT-3A	127

(ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況

計画地周辺における5階以上の建築物の分布状況は、「9.1 日照阻害 (1) 現況調査 エ 調査結果 (ウ) 既存建築物の状況」(464 ページ参照) に示したとおりである。

(エ) 地形、工作物の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっており、計画地には既存の堤根処理センターの建物が存在している。計画地周辺には、テレビ電波の受信状況に影響を及ぼすと考えられる工作物の分布はない。

(オ) 関係法令等による基準等

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化しないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考に、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化しないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、計画施設の存在により発生するテレビ受信の障害の範囲及び受信障害を受ける棟数とした。

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画施設の存在によりテレビ受信障害が発生すると想定される範囲とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、計画施設の完成後とした。

(エ) 予測方法

テレビ受信障害範囲の予測は、「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(平成17年3月 社団法人CATV技術協会)による計算式を用い、障害の予測区域図は「建造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成30年6月 一般

社団法人 CATV 技術協会) による作成基準に基づく方法により作成した。

なお、BS 放送波及び CS 放送波についても同様に予測した。

(オ) 予測結果

a 地上デジタル波

計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、図 9.9.2-3 及び表 9.9.2-4 に示すとおり、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約 846m で発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約 1,234m で発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は現状の受信状況が不良の場合に発生する可能性があるものの、当該地域ではいずれの放送局も受信状況が概ね良好であるため、反射障害は発生しないと予測する。

また、テレビ受信障害棟数は表 9.9.2-5 に示すとおり、遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が 18 棟、東京スカイツリー局（県域局）が 65 棟、横浜局が 0 棟であり、合計 65 棟と予測する。なお、当該範囲内の建物については、すでにケーブルテレビや光ケーブルに加入している。

表 9.9.2-4 テレビ受信障害の影響範囲（地上デジタル波）

放送局	障害種別	方向	計画施設	障害距離 (最大値)	障害幅 (最大値)
東京スカイツリー局 (広域局)	遮へい	南西	煙突部	約 846m	約 27m
			建屋部	約 613m	約 99m
東京スカイツリー局 (県域局)	遮へい	南西	煙突部	約 1,234m	約 30m
			建屋部	約 912m	約 101m
横浜局	遮へい	東	煙突部	約 16m	約 17m
			建屋部	約 7m	約 64m

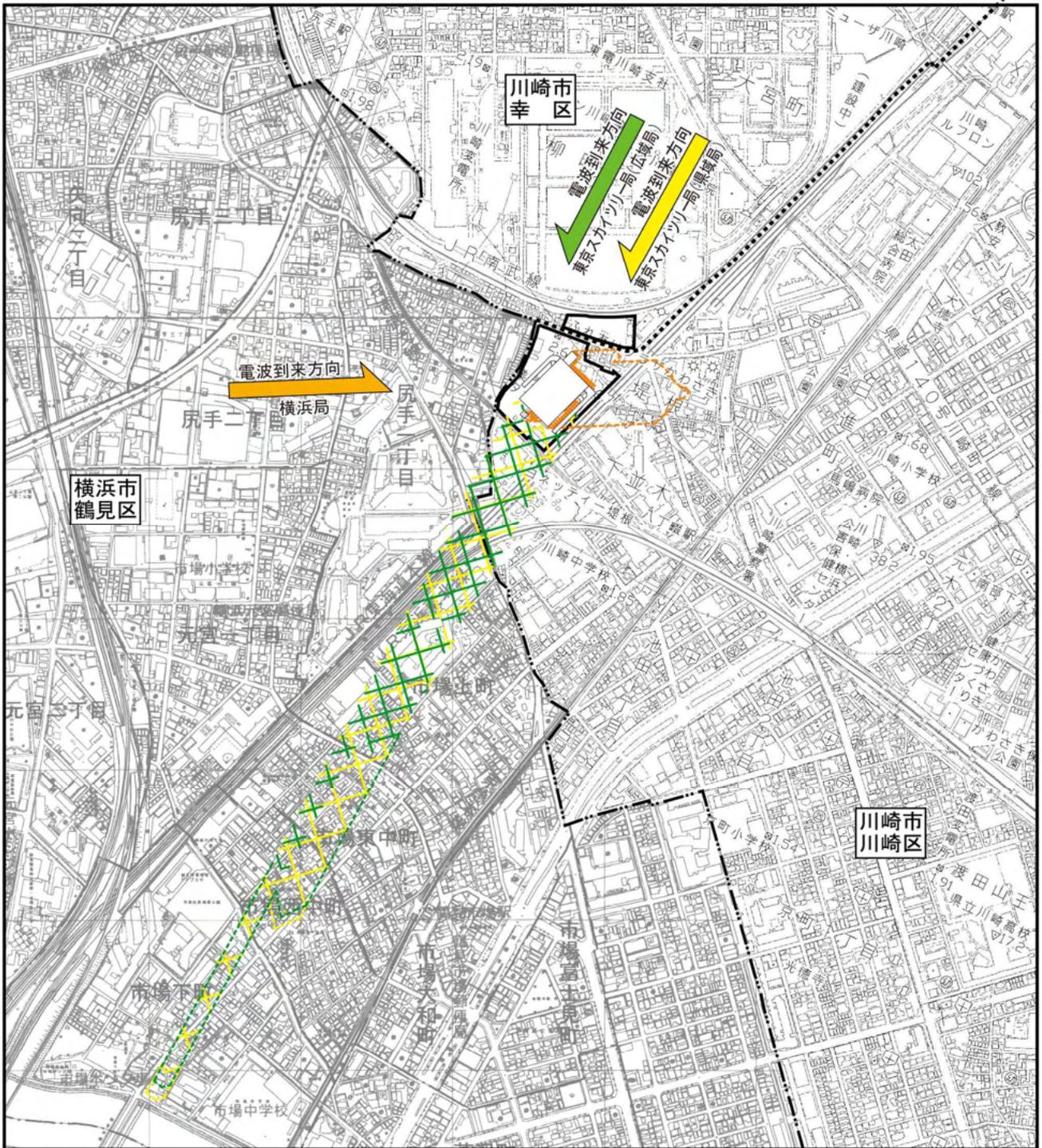
注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。

表 9.9.2-5 テレビ受信障害棟数（地上デジタル波）

区分	放送局	遮へい障害予測範囲に 含まれる棟数 ^{注1・2)}
地上 デジタル 放送	東京スカイツリー局(広域局)	18(0)
	東京スカイツリー局(県域局)	65(0)
	横浜局	0(0)
合計		65(0)

注1) () 内は、遮へい障害予測範囲内において、CATV(ケーブルテレビ)、光ケーブル(NTTフレッツテレビ)及び共聴施設(親アンテナが障害地域内ではない施設)に加入していない棟数を示している。

注2) 合計棟数については、放送局が重複している場合があるため、一致しない。



凡 例

- 計画地
- 市 境
- 区 境

← 電波到来方向

- XXXX 遮へい障害地域 (東京スカイツリー局 (広域局))
- 遮へい障害要確認地域 (東京スカイツリー局 (広域局))
- XXXX 遮へい障害地域 (東京スカイツリー局 (県域局))
- 遮へい障害要確認地域 (東京スカイツリー局 (県域局))
- XXXX 遮へい障害地域 (横浜局)
- 遮へい障害要確認地域 (横浜局)

注) 遮へい障害要確認地域とは、遮へい障害の発生予測地域外であっても、散発的な障害発生に注意する範囲である。

図9.9.2-3 テレビ受信障害予測範囲図 (地上デジタル波)

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」「横浜市行政区図 (鶴見区図)」「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 10,000



b 衛星放送

計画施設による衛星放送のテレビ受信障害予測範囲は、図 9.9.2-4 及び表 9.9.2-6 に示すとおり、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。

表9.9.2-6 テレビ受信障害の影響範囲（衛星放送）

放送局	障害種別	方向	計画施設	障害距離 (最大値)	障害幅 (最大値)
BS・CS放送 (東経110°)	遮へい	北東	煙突部	約131m	約10m
			建屋部	約42m	約92m
CS放送 (東経124°)	遮へい	北東	煙突部	約96m	約15m
			建屋部	約31m	約118m
CS放送 (東経128°)	遮へい	北東	煙突部	約101m	約15m
			建屋部	約32m	約111m

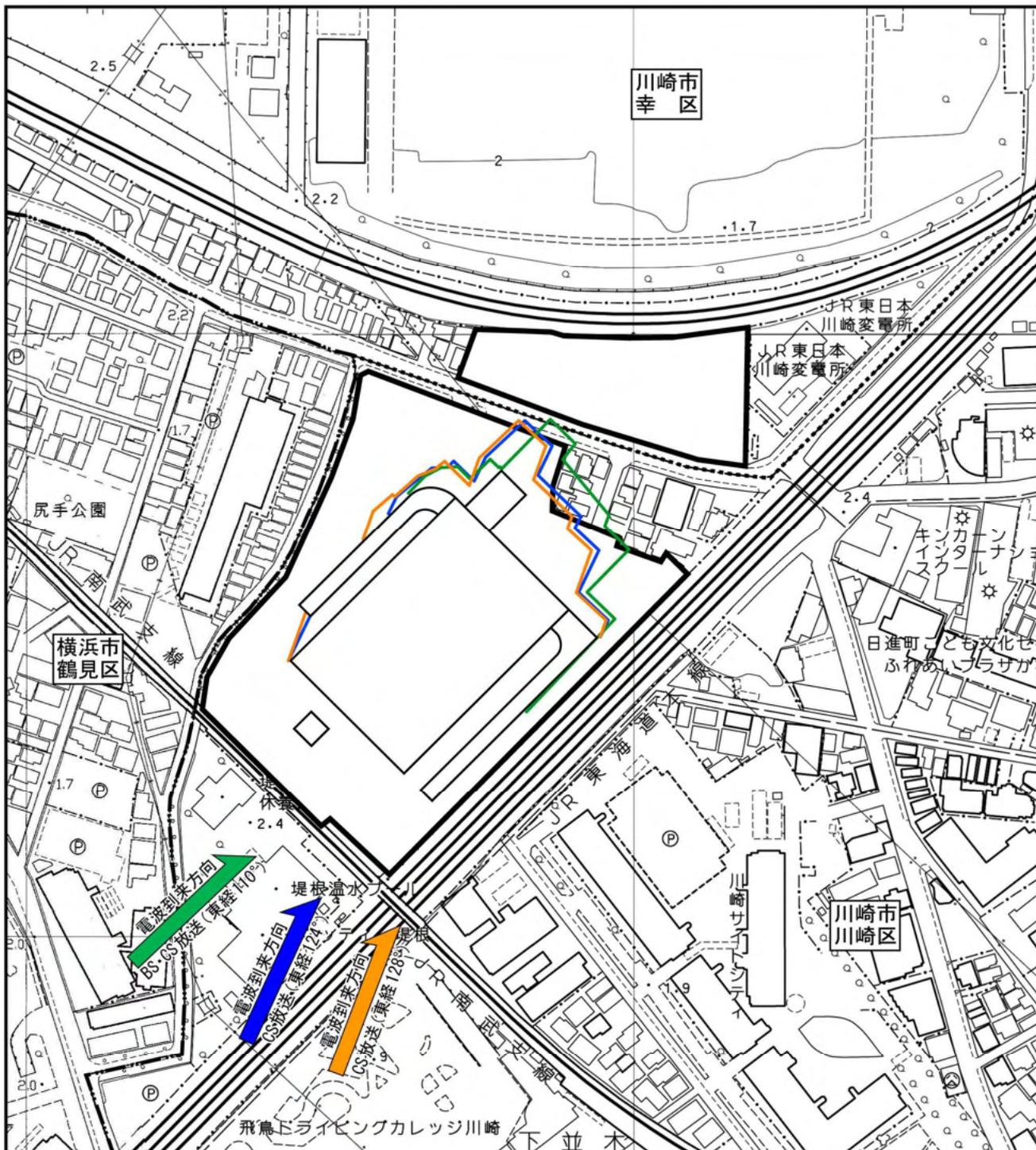
注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。

表9.9.2-7 テレビ受信障害棟数（衛星放送）

区分	放送局	遮へい障害予測範囲に 含まれる棟数 ^{注1・2)}
衛星放送	BS・CS放送 (東経110°)	5(0)
	CS放送 (東経124°)	2(0)
	CS放送 (東経128°)	2(0)
合 計		5(0)

注1) () 内は、遮へい障害予測範囲内において、受信障害が生じると考えられる棟数である。予測範囲内には各衛星放送アンテナが様々な高さに設置されているため、障害予測範囲内のそれぞれのアンテナ高を考慮して障害の有無を判定した。

注2) 合計棟数については、放送局が重複している場合があるため、一致しない。



凡例

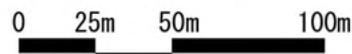
- 計画地
- 市境
- 区境
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（BS・CS放送（東経110°））
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（CS放送（東経124°））
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（CS放送（東経128°））

この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.2-4 テレビ受信障害予測地域図（衛星放送）



1 : 2, 500



イ 環境保全のための措置

計画施設の存在によるテレビ受信障害の影響を低減または解消するため、次のような措置を講じる計画である。

- ・受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施する。
- ・工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講じる。
- ・電波障害の予測地域以外についても、計画施設に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる。

ウ 評価

計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約846mで発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約1,234mで発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は発生しないと予測する。遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が18棟、東京スカイツリー局（県域局）が65棟、横浜局が0棟であり、合計65棟と予測する。当該範囲内の建物については、既にケーブルテレビや既設建物による共聴施設に加入している。計画施設による衛星放送の受信障害予測範囲は、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。

本事業の実施にあたっては、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講じることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。

10 地域交通

10.1 交通安全、交通混雑

計画地及びその周辺における交通の状況等を調査し、工事中における工事用車両の走行に係る交通安全及び交通流への影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

本事業の工事に伴う交通安全及び交通流への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

(ア) 地域交通の状況

a 日常生活圏等の状況

(a) 通学区域、通学路の状況

(b) 公共交通機関の状況

b 道路の状況

(a) 道路の分布、道路状況

(b) 交通量の実態

(c) 主要交差点等における交通処理状況

c 交通安全の状況

(a) 交通安全施設の状況

(b) 交通事故の発生状況

(イ) 地形等の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) 道路等に係る計画等

(オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

a 地域交通の状況

(a) 道路の状況

① 道路の分布、道路状況

調査対象道路及び道路横断面構成の調査位置は、図 9.10.1-1(1)、(2)に示すとおりである。

調査対象道路は、工事用車両の主要な走行ルートである市道堤根 2 号線、市道柳町 8 号線、県道川崎町田線（一部、市道川崎町田線）、市道大宮町 202 号線とした。

② 交通量の実態

交通量に係る調査地点は、図 9.10.1-1(1)、(2)に示す 4 交差点及び 5 断面とした。

- ・ 交差点 A : 南幸町二丁目交差点
- ・ 交差点 B : 柳町交差点
- ・ 交差点 C : (仮称) 西口さくら緑地前交差点
- ・ 交差点 D : シンフォニーホール前交差点
- ・ 地点 1 : 市道堤根 2 号線
- ・ 地点 2 : 県道川崎町田線
- ・ 地点 3 : 県道川崎町田線
- ・ 地点 4 : 市道柳町 8 号線
- ・ 地点 5 : 市道大宮町 202 号線

③ 主要交差部等における交通処理状況

調査地点は、交差点 A（南幸町二丁目交差点）、交差点 B（柳町交差点）、交差点 C（(仮称) 西口さくら緑地前交差点）及び交差点 D（シンフォニーホール前交差点）の 4 交差点とした。

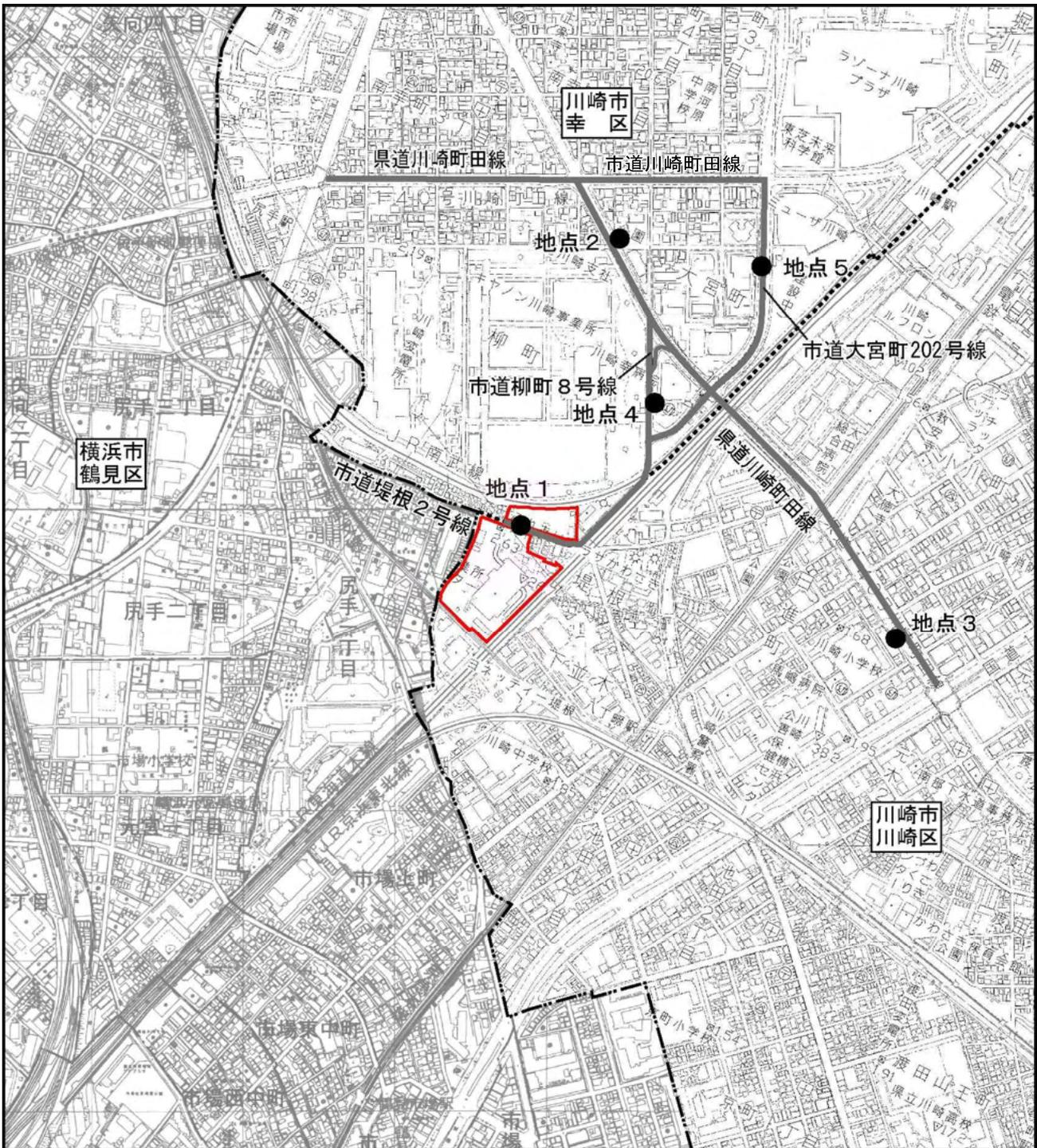
(b) 交通安全の状況

① 交通安全施設の状況

「(a) 道路の状況 ①道路の分布、道路状況」と同様とした。

② 交通事故の発生状況

「① 交通安全施設の状況」と同様とした。



凡例

- 計画地
- · · · 市境
- · · · · 区境
- 調査対象道路
- 断面交通量調査地点、道路状況調査地点

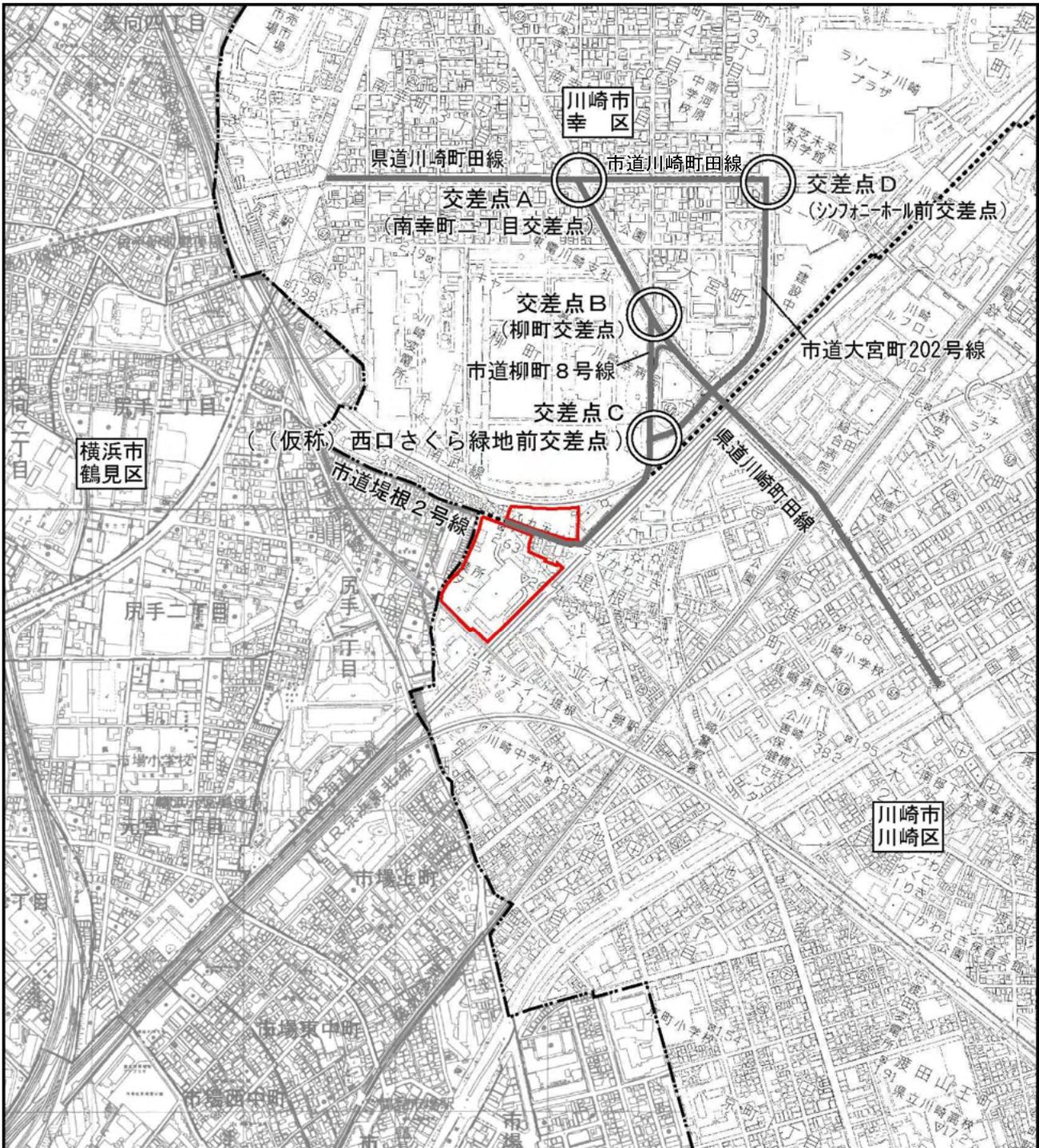
この地図は、「川崎市1：10,000地形図(川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図(鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 10,000

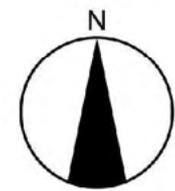


図9.10.1-1(1) 断面交通量等の調査地点図



凡例

- 計画地
- · — · 市境
- 区境
- 調査対象道路
- ◎ 交差点交通量調査地点、道路状況調査地点
及び主要交差点等における交通処理状況調査地点



1 : 10,000



この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.10.1-1(2) 交差点交通量等の調査地点図

(イ) 調査期間・調査時期

a 地域交通の状況

(a) 日常生活圏等の状況

① 通学区域、通学路の状況

調査時期は、令和5年8月25日(金)とした。

② 公共交通機関の状況

調査時期は、「① 通学区域、通学路の状況」と同様とした。

(b) 道路の状況

① 道路の分布、道路の状況

調査時期は、「(a) 日常生活圏等の状況 ① 通学区域、通学路の状況」と同様した。

② 自動車交通量の状況

調査時期は、以下のとおりとした。

・断面交通量 : 令和2年11月24日(火)6時~25日(水)6時(24時間)

・交差点交通量 : 令和2年11月24日(火)7時~19時(12時間)

③ 主要交差点部等における交通処理状況

調査時期は、令和2年11月24日(火)7時~19時(12時間)とした。

(c) 交通安全の状況

① 交通安全施設の状況

調査時期は、「(a) 日常生活圏等の状況 ① 通学区域、通学路の状況」と同様した。

② 交通事故の発生状況

調査時期は、令和5年7月4日(火)、6日(木)とした。

b 地形等の状況

調査時期は、「(a) 日常生活圏等の状況 ① 通学区域、通学路の状況」と同様とした。

c 土地利用の状況

調査時期は、「(a) 日常生活圏等の状況 ① 通学区域、通学路の状況」と同様とした。

(ウ) 調査方法

a 地域交通の状況

(a) 日常生活圏等の状況

① 通学区域、通学路の状況

通学区域、指定通学路の状況は、川崎市教育委員会への聞き取り調査により把握した。

② 公共交通機関の状況

公共交通機関の状況は、地形図等の既存資料及び現地踏査により把握した。

(b) 道路の状況

① 道路の分布、道路状況

道路の分布は、地形図、都市計画図等の既存資料により、道路状況（車線数、規制速度、道路横断面構成等）は、現地調査により把握した。

② 交通量の実態

交通量の実態については、自動車交通量を現地調査により把握した。

調査は、通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターを用いて観測した。なお、車種分類は表 9.10.1-1 に示すとおり、ナンバープレートにより区分し、自動車類（2車種分類）及び二輪車とした。

表9.10.1-1 自動車交通量の車種分類

分類	車種分類	対応するプレート番号
自動車類	小型車	50～59（黄または黒）3 ^S 及び33 ^S 、8 ^S 及び88 ^S
		3,30～39及び300～399（普通乗用自動車）
		5,50～59及び500～599（小型四輪乗用自動車）
		7,70～79及び700～799（小型四輪乗用自動車）
		8,80～89及び800～899（特種用途車）
		40～49（黄または黒）3 ^S 及び33 ^S 、6 ^S 及び66 ^S
		4,40～49及び400～499、6,60～69及び600～699（小型四輪貨物自動車、ただし貨客車を除く）
	4,40～49及び400～499、6,60～69及び600～699（小型四輪貨物自動車）のうち、いわゆるライトバン、ピックアップ、バンなどの型式で座席が2列以上あるもの	
	大型車	2,20～29及び200～299
		1,10～19及び100～199
8,80～89及び800～899（特種用途車）と 9,90～99及び900～999ならびに0,00～09及び000～099（特殊自動車）		
二輪車	原動機付自転車を含む自動二輪車	

注1) プレート番号の「(黄または黒)」は、「黄地に黒文字または黒地に黄文字」を意味し、添字Sは、小型プレートを意味する。

注2) 「道路環境影響評価の技術手法」を基に作成。

③ 主要交差点等における交通処理状況

主要交差点等における交通処理状況は、信号現示を現地調査により把握した。

また、渋滞長・滞留長に係る現地調査については、現地踏査により現地状況を確認し、交通混雑による渋滞の発生が確認されなかったことから、実施しないこととした。なお、飽和交通流率に係る現地調査については、交差点において十分な待ち行列がない車線が存在するほか、先詰まりの発生や左折車と歩行者との交錯、右折車が対向直進車の間隙を縫って進行する信号現示となっている等の状況を踏まえ、実施しないこととした。

(c) 交通安全の状況

① 交通安全施設の状況

信号機、横断歩道等の位置及び歩車分離状況について、現地踏査により把握した。

② 交通事故の発生状況

調査対象道路における令和4年の交通事故の発生件数、発生地点及び事故の内容について川崎警察署及び幸警察署への聞き取り調査により把握した。

b 地形等の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

c 土地利用の状況

地形図、都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d 道路等に係る計画等

国及び川崎市の道路整備の計画等の既存資料により把握した。

e 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 地域交通の状況

a 日常生活圏等の状況

(a) 通学区域、通学路の状況

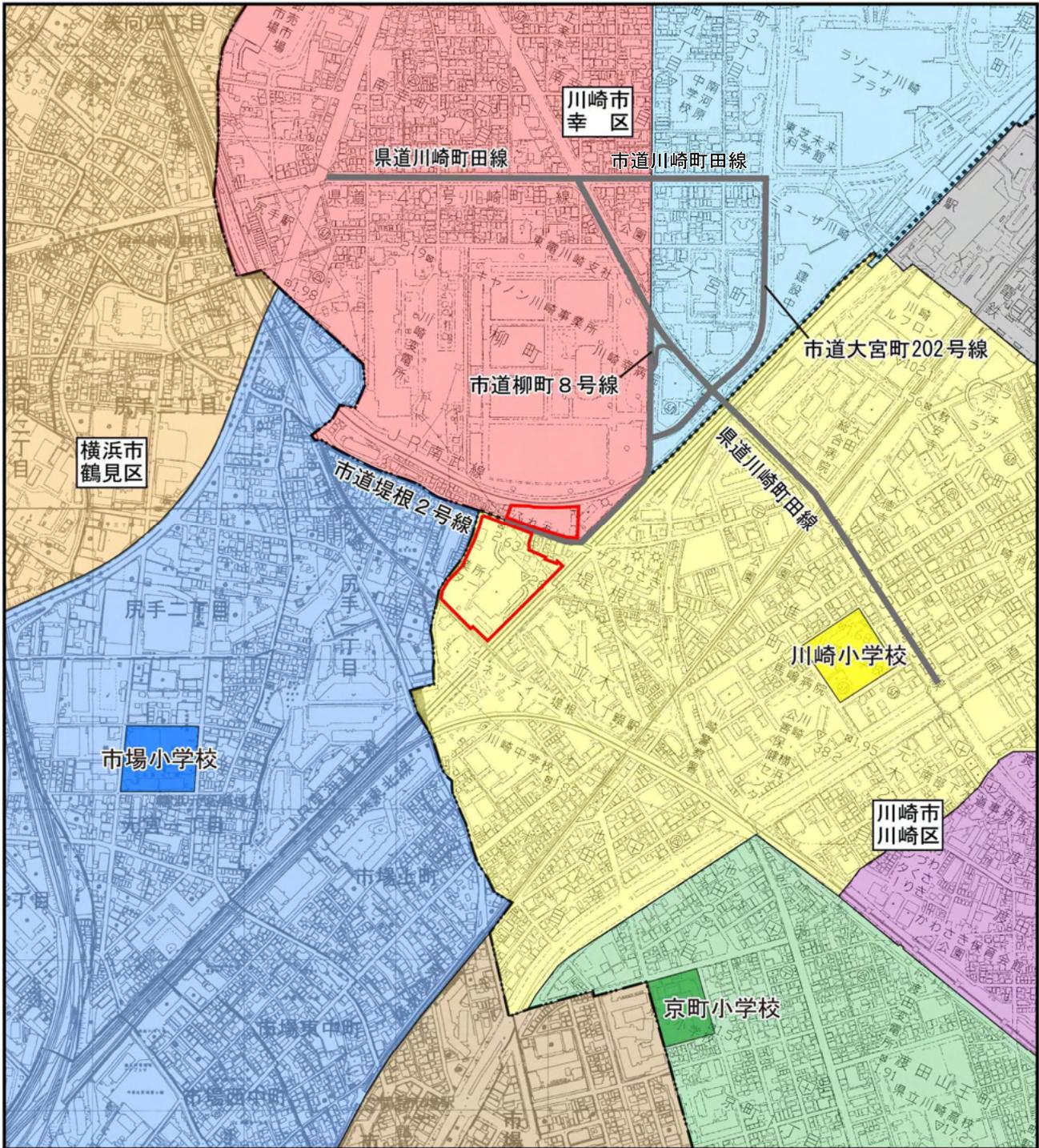
小学校及び中学校の位置及び校区は、図 9.10.1-2(1)、(2)に示すとおりである。

本事業の調査対象道路は、川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。

(b) 公共交通機関の状況

公共交通機関の状況は、「第7章 1 (7) 交通、運輸の状況」(120 ページ参照)に示したとおりであり、最寄りのバス停は、計画地西側の横浜市営バスの「尻手」であり、最寄りのバス停から計画地までは約 250m となっている。

また、鉄道については、計画地の南東側約 300m の位置に JR 南武支線及び京急本線の「八丁畷駅」が存在する。



凡例

- | | | | |
|-----------------------|--------|----------------|----------|
| — (Red line) | 計画地 | ■ (Yellow) | 川崎小学校学区 |
| — (Black dashed line) | 市境 | ■ (Green) | 京町小学校学区 |
| — (Black dotted line) | 区境 | ■ (Grey) | 宮前小学校学区 |
| — (Black solid line) | 調査対象道路 | ■ (Purple) | 新町小学校学区 |
| | | ■ (Red) | 南河原小学校学区 |
| | | ■ (Light Blue) | 幸町小学校学区 |
| | | ■ (Orange) | 矢向小学校学区 |
| | | ■ (Blue) | 市場小学校学区 |
| | | ■ (Brown) | 平安小学校学区 |

この地図は、「川崎市 1:10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。

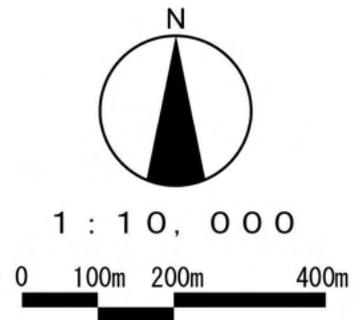
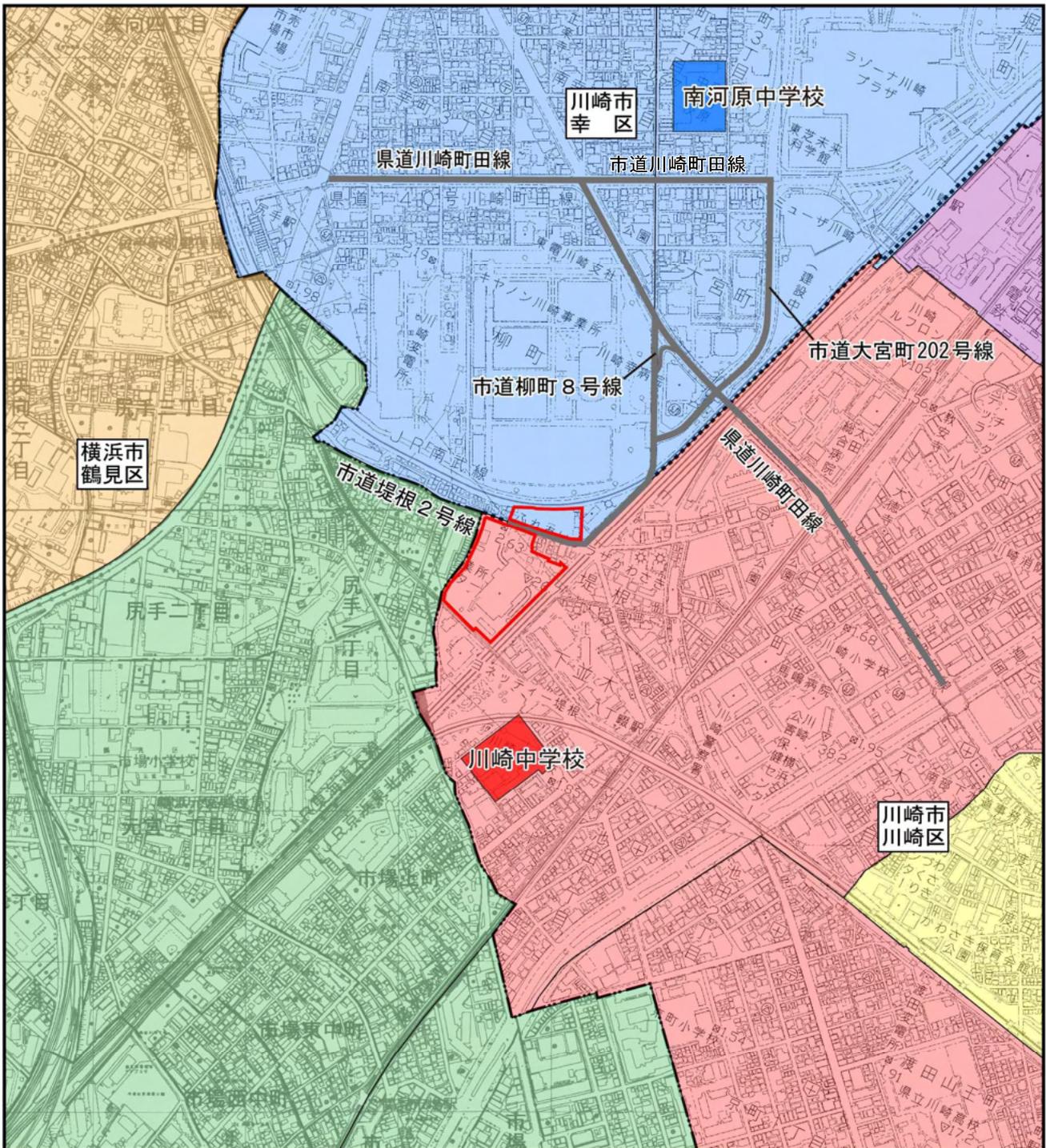


図9.10.1-2(1) 小学校区の状態



凡例

- | | |
|--|--|
|  計画地 |  川崎中学校学区 |
|  市境 |  南河原中学校学区 |
|  区境 |  富士見中学校学区 |
|  調査対象道路 |  渡田中学校学区 |
| |  矢向中学校学区 |
| |  市場中学校学区 |

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。

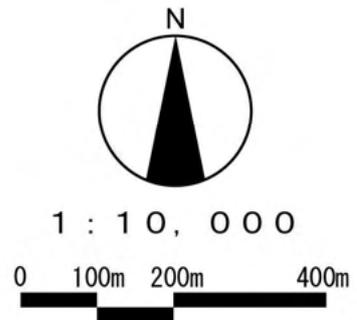


図9.10.1-2(2) 中学校区の状況

b 道路の状況

(a) 道路の分布

① 道路の分布、道路状況

計画地周辺の主要道路網は、図 9.10.1-3 に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、計画地には市道堤根 2 号線が面しており、北東側に市道柳町 8 号線、県道川崎町田線、市道大宮町 202 号線等が存在する。

② 道路状況

調査対象道路の道路横断面構成は、図 9.10.1-4(1)、(2)に、車線数及び規制速度等は図 9.10.1-3 に示すとおりである。また、主要な交差点における交通規制状況は、図 9.10.1-5(1)～(4)に示すとおりである。

地点 1 (市道堤根 2 号線)

計画地北側に面する道路であり、道路幅員約 10.5m、2 車線、法定速度(自動車：60km/時)となっている。

地点 2 (県道川崎町田線)

計画地北東側にある道路であり、道路幅員約 21.5m、4 車線、規制速度は 50km/時となっている。

地点 3 (県道川崎町田線)

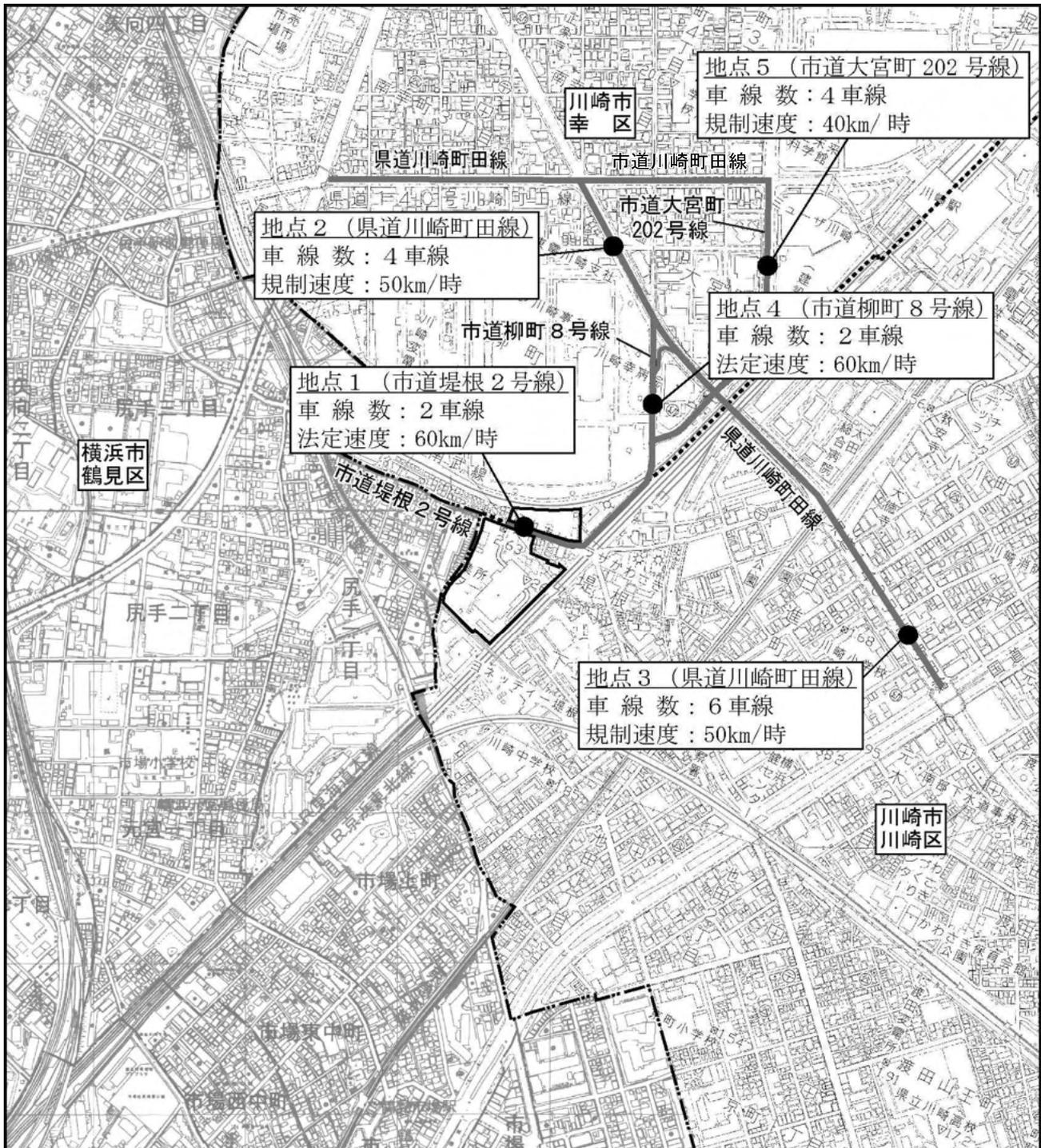
計画地北東側にある道路であり、道路幅員約 36.1m、6 車線、規制速度は 50km/時となっている。

地点 4 (市道柳町 8 号線)

計画地北東側にある道路であり、道路幅員約 20.1m、2 車線、法定速度(自動車：60km/時)となっている。

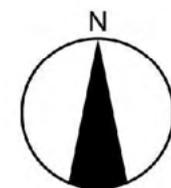
地点 5 (市道大宮町 202 号線)

計画地北東側にある道路であり、道路幅員約 24.3m、4 車線、規制速度は 40km/時となっている。



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 調査対象道路
- 道路横断面構成調査位置



1 : 10, 000



この地図は、「川崎市 1 : 10, 000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市) を使用したものである。

図9.10.1-3 道路状況図 (車線数及び規制速度等)

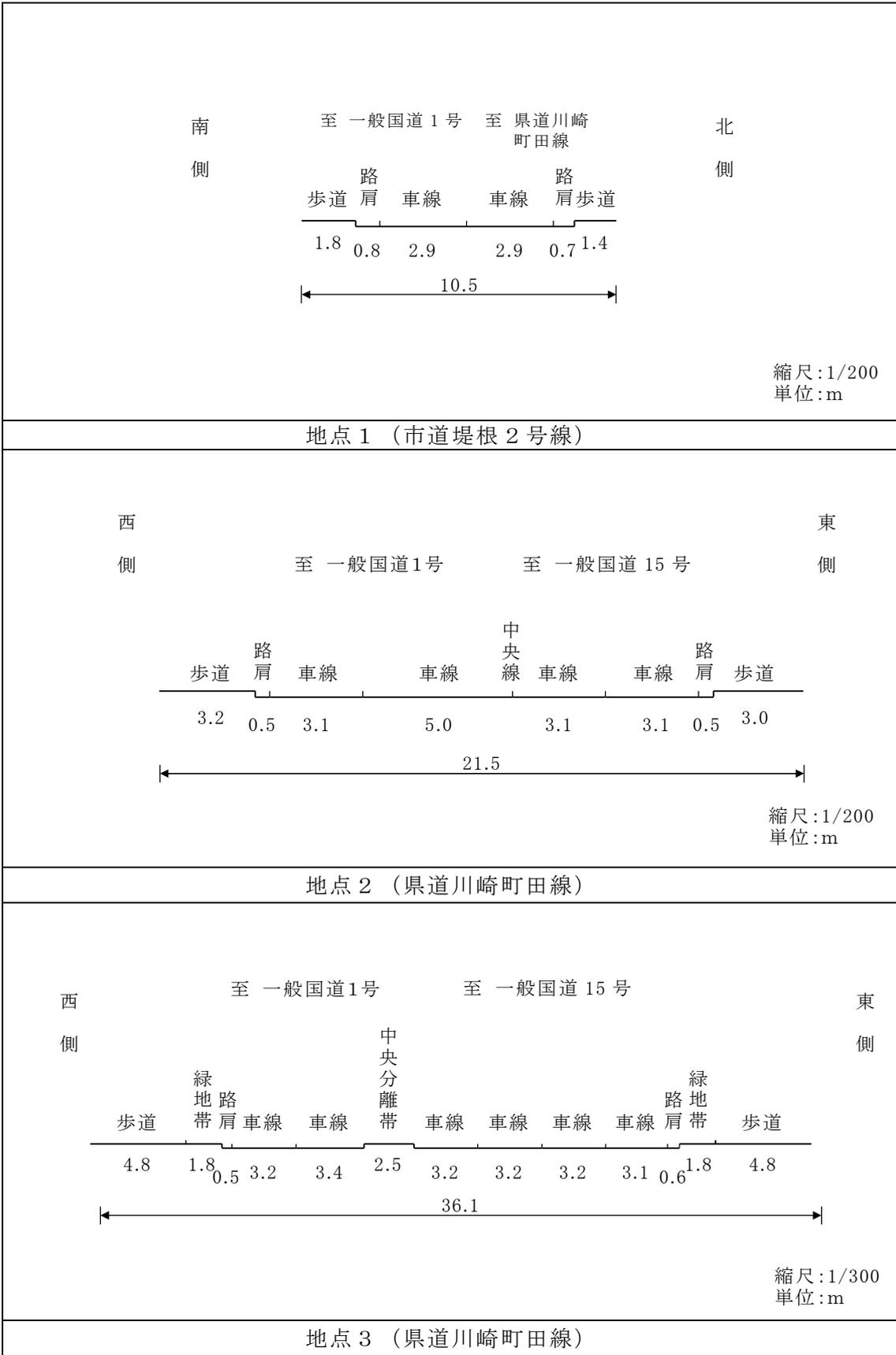


図9.10.1-4(1) 道路横断面構成

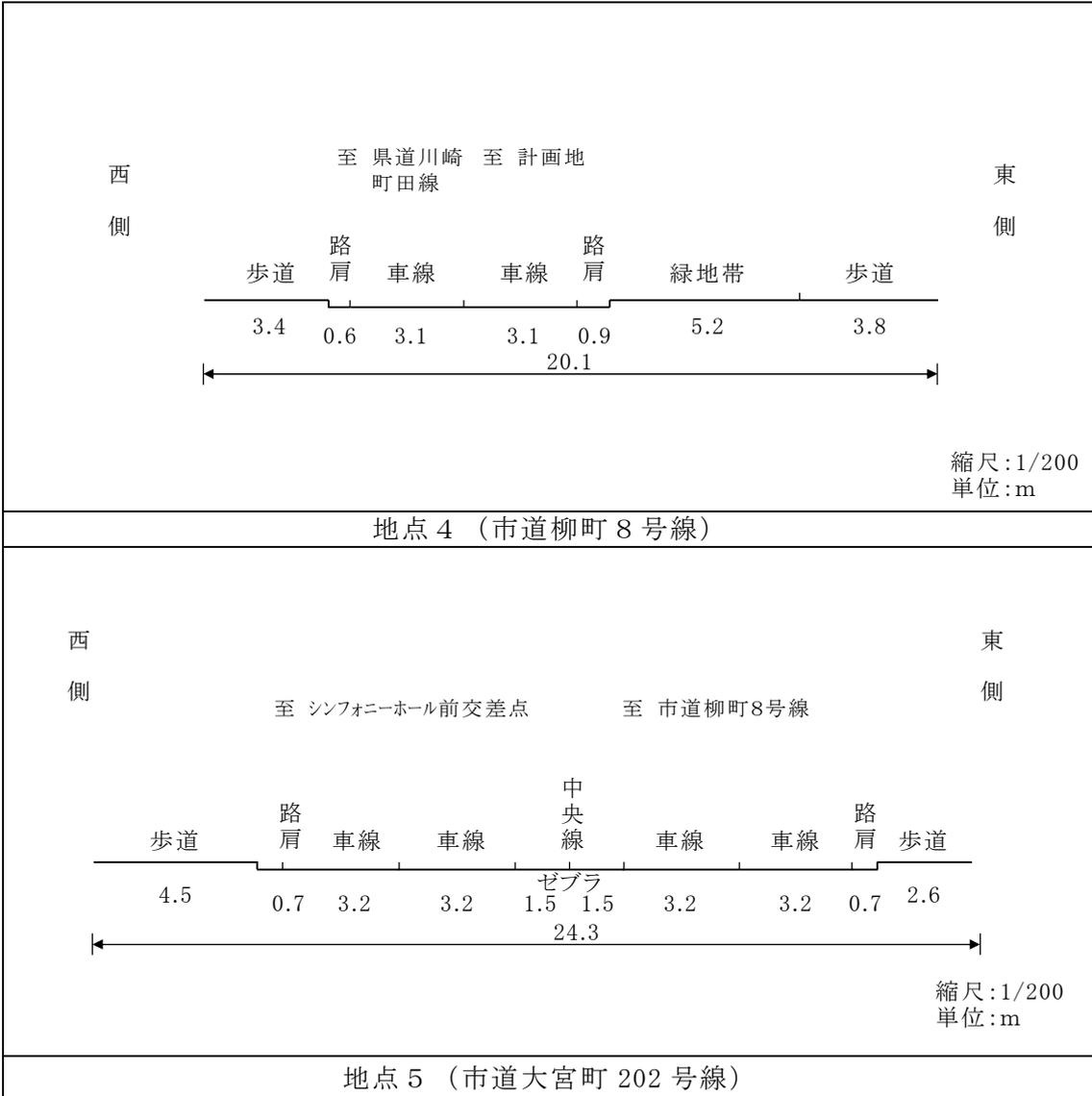


図9.10.1-4(2) 道路横断面構成

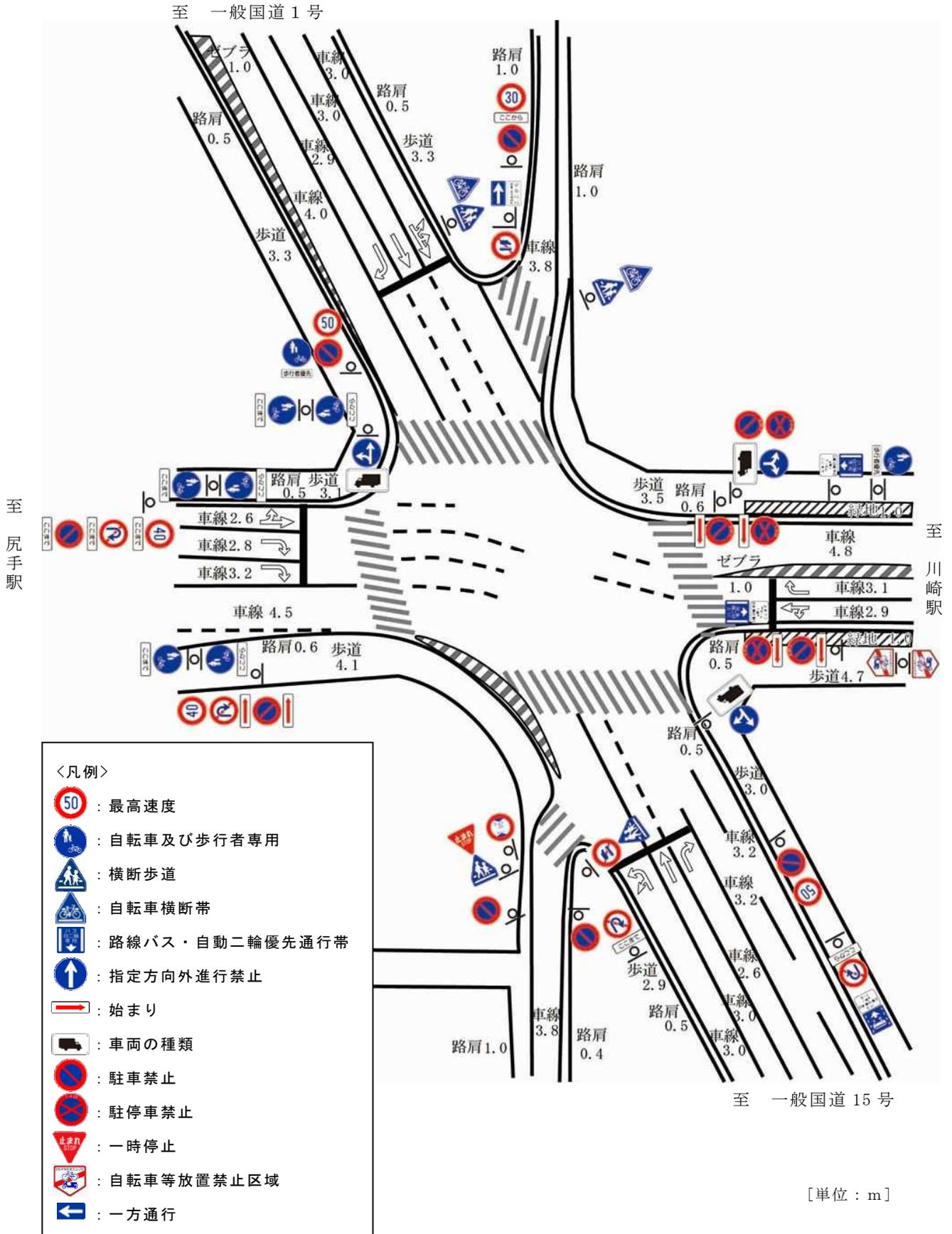


図9.10.1-5(1) 交通規制状況及び道路状況図（交差点A：南幸町二丁目交差点）

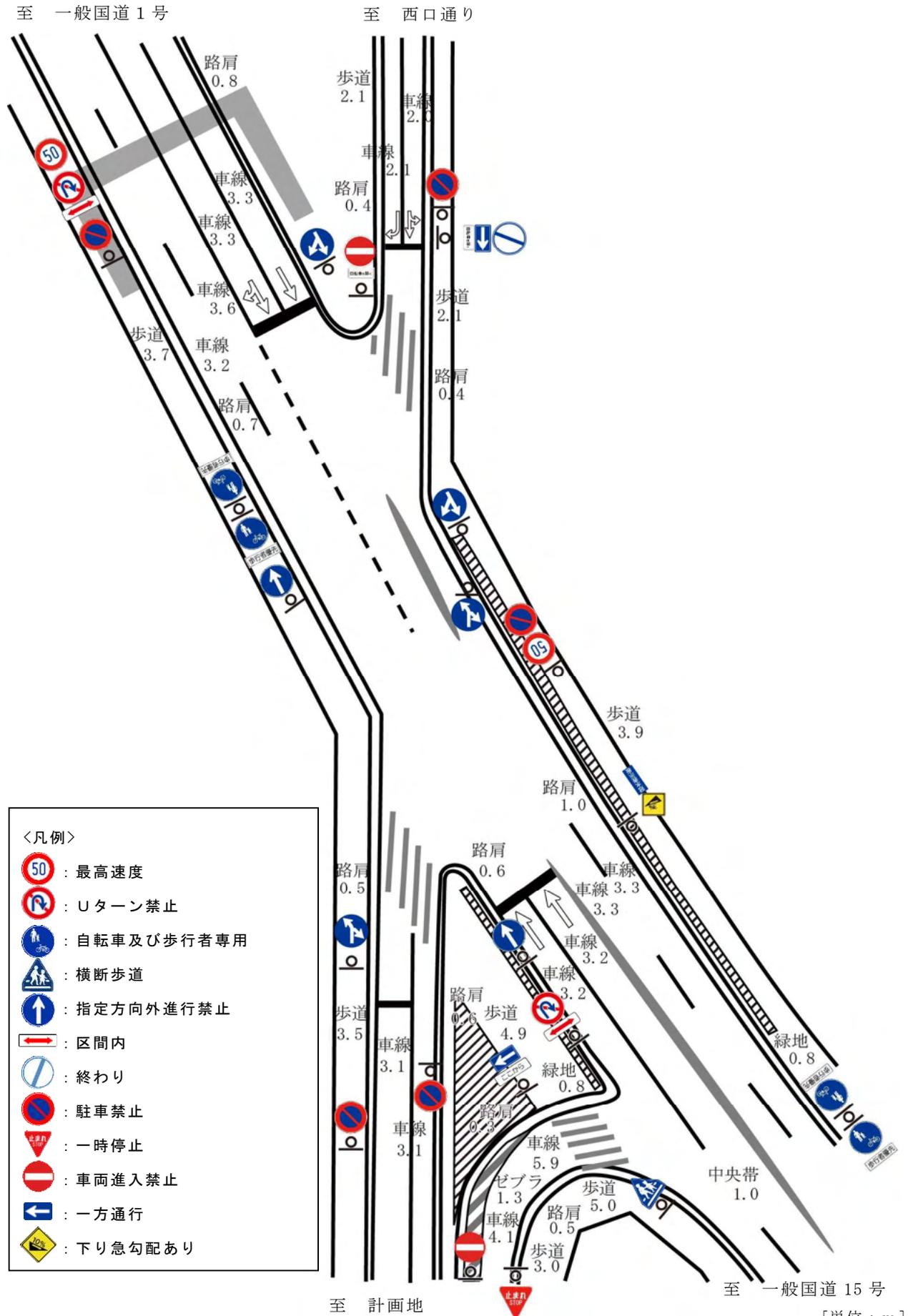


図9.10.1-5(2) 交通規制状況及び道路状況図（交差点B：柳町交差点）

(b) 交通量の実態

自動車交通量の調査結果は、表9.10.1-2、表9.10.1-3及び図9.10.1-6(1)、(2)に示すとおりである。

1日あたりの交通量は、地点1で4,132台、地点2で33,008台、地点3で33,119台、地点4で3,934台、地点5で4,552台となっており、ピーク時間帯は地点1で17時台、地点2及び地点3で7時台、地点4で14時台、地点5で16時台となっている。

また、交差点における総流入交通量(12時間交通量)は、交差点Aで30,862台、交差点Bで26,342台、交差点Cで4,340台、交差点Dで12,228台となっており、ピーク時間帯は交差点Aで7時台、8時台、16時台及び18時台、交差点Bで7時台、8時台、15時台、17時台及び18時台、交差点Cで7時台及び17時台、交差点Dで10時台、17時台及び18時台となっている。

なお、自動車交通量の調査結果の詳細は、資料編(資料11-1、資-151ページ参照)に示す。

表9.10.1-2 断面交通量結果

調査地点	項目	24時間交通量(台/日)				ピーク時間帯交通量	
		小型車	大型車	合計	大型車混入率(%)	時間帯(時)	交通量(台/時)
地点1(市道堤根2号線)		3,846	286	4,132	6.9	17時台	382
地点2(県道川崎町田線)		27,185	5,823	33,008	17.6	7時台	2,103
地点3(県道川崎町田線)		27,325	5,794	33,119	17.5	7時台	2,202
地点4(市道柳町8号線)		3,598	336	3,934	8.5	14時台	308
地点5(市道大宮町202号線)		4,089	463	4,552	10.2	16時台	420

注) 地点5(市道大宮町202号線)の調査結果は、交差点D(シンフォニーホール前交差点)の断面cの交通量調査結果を使用したものであり、12時間交通量を示している。

表9.10.1-3 交差点交通量結果（流入交通量）

調査地点		項目	12時間交通量（台/12時間）				ピーク時間帯交通量	
			小型車	大型車	合計	大型車混入率（%）	時間帯（時）	交通量（台/時）
交差点A （南幸町二丁目 交差点）	断面 a	5,179	1,099	6,278	17.5	7時台	816	
	断面 b	2,529	822	3,351	24.5	16時台	357	
	断面 c	9,993	2,008	12,001	16.7	18時台	1,167	
	断面 d	7,574	1,658	9,232	18.0	8時台	952	
	交差点 総流入	25,275	5,587	30,862	18.1	7時台	2,768	
交差点B （柳町交差点）	断面 a	1,162	95	1,257	7.6	15時台	136	
	断面 b	11,280	2,018	13,298	15.2	17時台 18時台	1,396	
	断面 c	826	119	945	12.6	7時台	119	
	断面 d	8,972	1,870	10,842	17.2	8時台	1,209	
	交差点 総流入	22,240	4,102	26,342	15.6	8時台	2,472	
交差点C （(仮称)西口さ くら緑地前交差 点）	断面 a	2,143	176	2,319	7.6	17時台	290	
	断面 b	732	74	806	9.2	17時台	102	
	断面 c	1,111	104	1,215	8.6	7時台	215	
	交差点 総流入	3,986	354	4,340	8.2	17時台	459	
交差点D （シンフォニー ホール前交差 点）	断面 a	2,422	323	2,745	11.8	17時台	300	
	断面 b	2,609	777	3,386	22.9	18時台	340	
	断面 c	1,716	161	1,877	8.6	10時台	195	
	断面 d	3,289	931	4,220	22.1	10時台	406	
	交差点 総流入	10,036	2,192	12,228	17.9	16時台	1,176	

注) 交差点総流入は、各断面交通量のうち交差点に流入する台数の合計を示している。

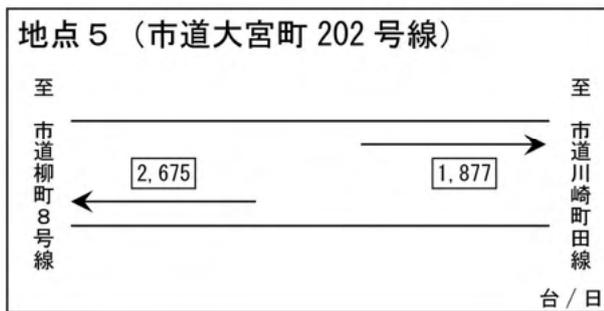
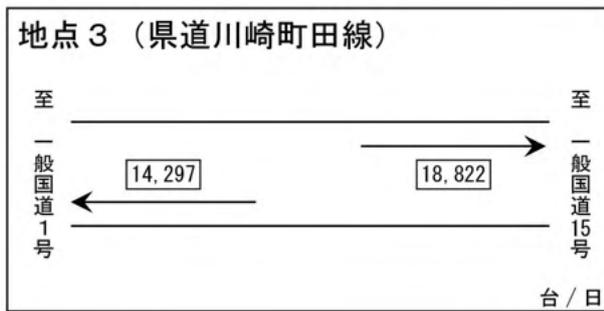
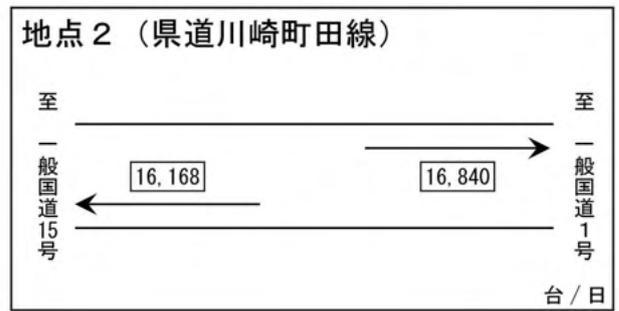
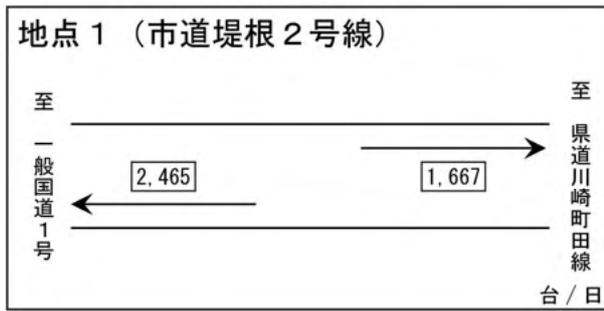


図9.10.1-6(1) 交通量調査結果図

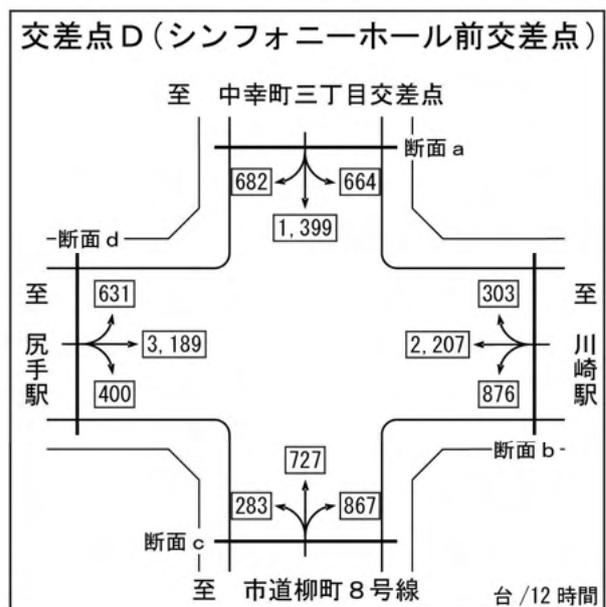
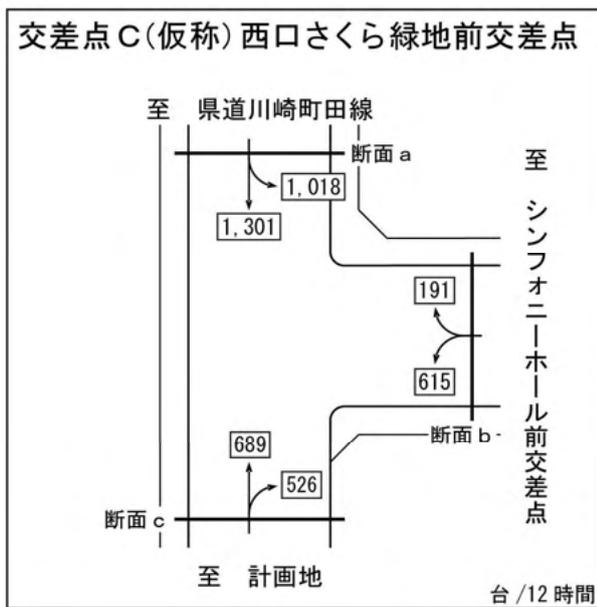
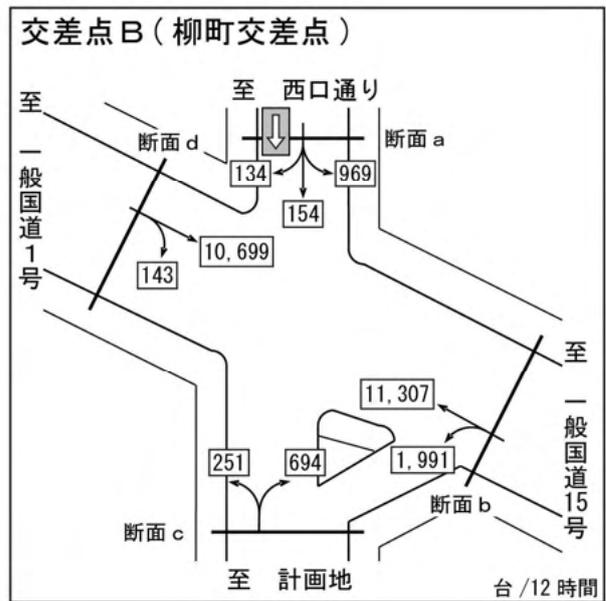
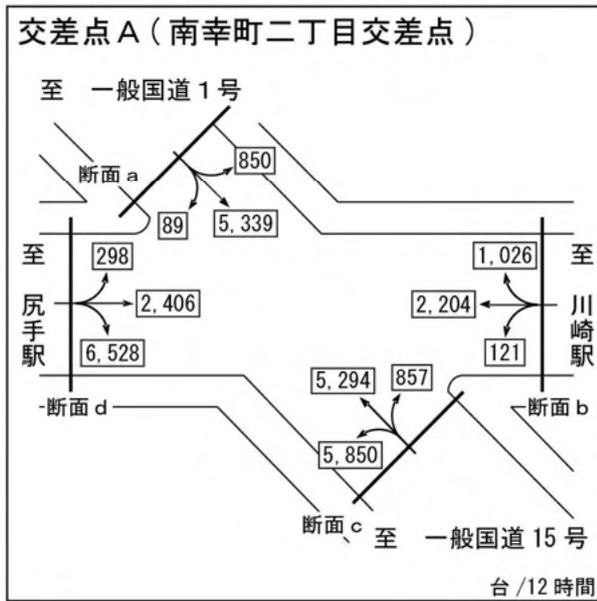


図9.10.1-6(2) 交通量調査結果図

(c) 主要交差点部等における交通処理状況

主要交差点部等における交通処理状況として調査を行った4交差点では、著しい渋滞等の発生は確認されなかった。なお、信号現示に係る調査結果の詳細は、資料編（資料11-1、資-151ページ参照）に示す。

c 交通安全の状況

(a) 交通安全施設の状況

マウントアップ、植栽帯、ガードポール等による歩車分離状況は、図9.10.1-7に、信号機、横断歩道等の交通安全施設の設置状況は、図9.10.1-8に示すとおりである。

① 市道堤根2号線

調査対象道路は、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされている。

② 市道柳町8号線

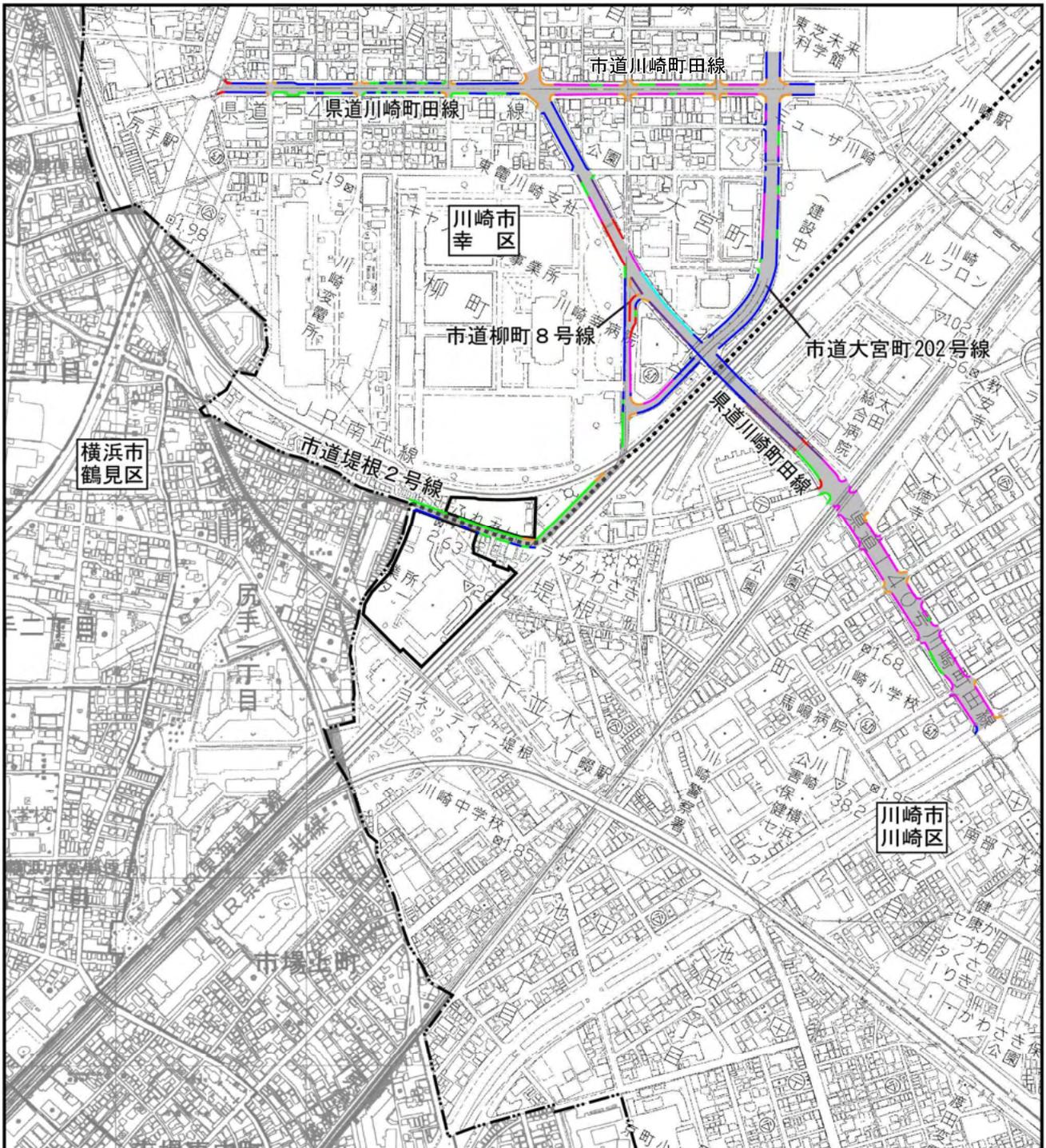
調査対象道路は、JR南武線との交差点付近からJR東海道本線・京浜東北線との並行区間の一部を除き、概ねマウントアップ、ガードポール、植栽帯等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。

③ 県道川崎町田線（一部、市道川崎町田線）

調査対象道路は、概ねマウントアップ、植栽帯、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。

④ 市道大宮町202号線

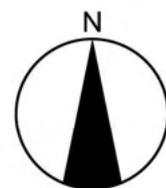
調査対象道路は、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。



凡例

- | | |
|------------|------------------------|
| —— 計画地 | —— マウントアップ |
| - · - · 市境 | —— マウントアップ+植栽帯 |
| ····· 区境 | —— マウントアップ+車止め |
| | —— マウントアップ+ガードポール |
| | —— マウントアップ+ガードレール |
| | —— マウントアップ+ガードレール+植栽帯 |
| | —— マウントアップ+ガードフェンス+植栽帯 |
| | ■ 調査対象道路 |

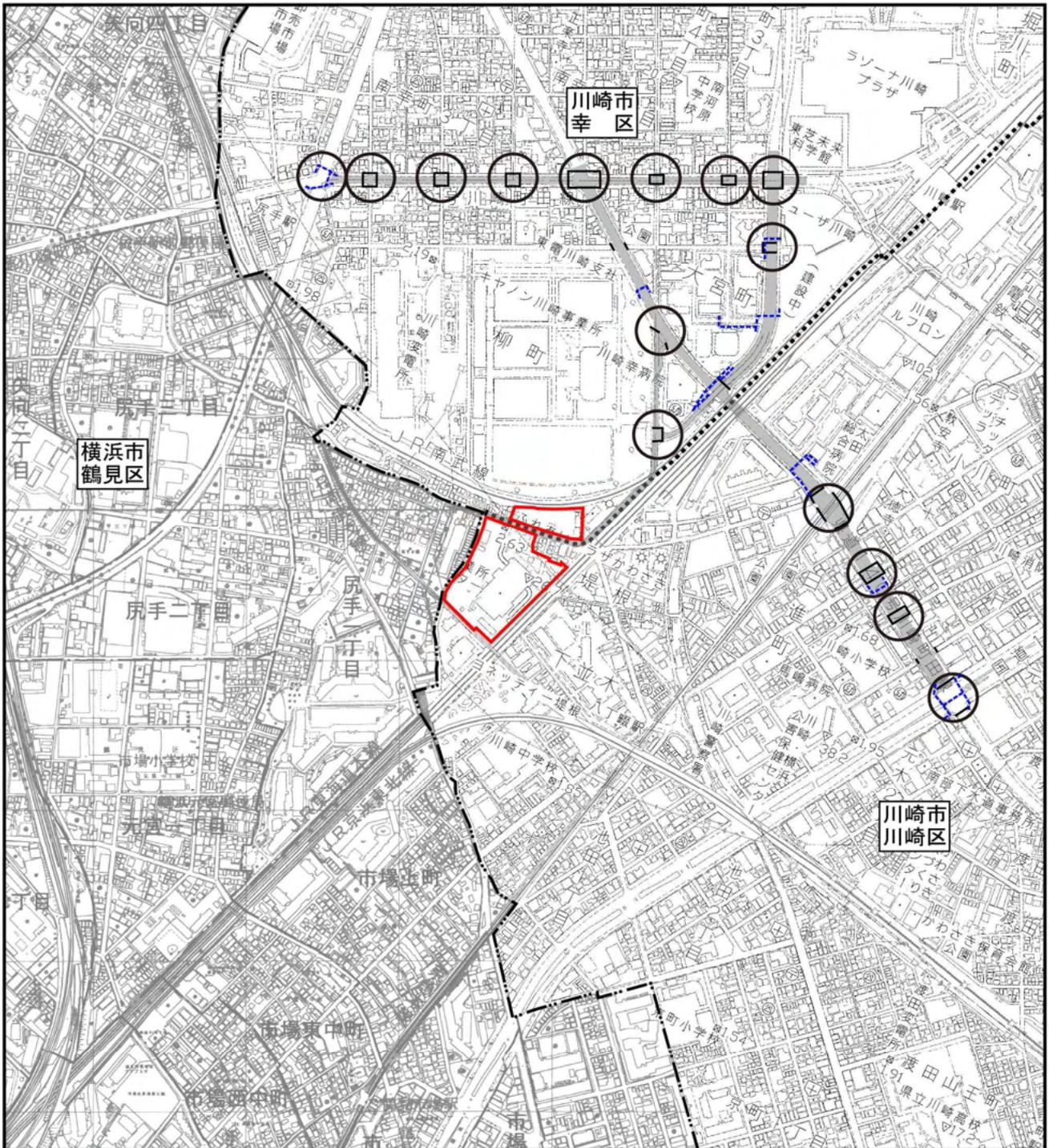
この地図は、「川崎市1:10,000地形図(川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図(鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 8, 000

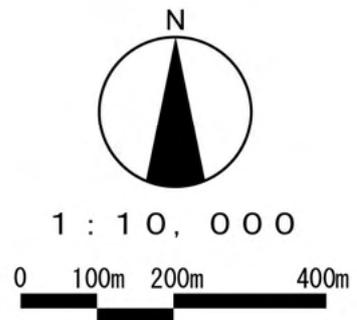


図9.10.1-7 歩車分離状況



凡 例

- | | |
|---|--|
|  計画地 |  信号機 |
|  市境 |  横断歩道 |
|  区境 |  歩道橋 |
| |  調査対象道路 |



この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.10.1-8 交通安全施設の設置状況

(b) 交通事故の発生状況

調査対象道路における令和4年の交通事故の発生状況は、表9.10.1-4及び図9.10.1-9に示すとおりである。

交通事故の発生形態をみると、自動車対自動車と自動車対自転車がいずれも8件と最も多く、次いで自動車対歩行者が4件となっている。

表9.10.1-4 交通事故発生状況

—令和4年—

事故形態	件数
自動車対自動車	8
自動車対自動二輪車	2
自動車対自転車	8
自動車対原動機付自転車	2
自動車対歩行者	4
自転車対歩行者	3
合計	29

出典：川崎警察署及び幸警察署ヒアリング

(イ) 地形等の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

(ウ) 土地利用の状況

計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

また、計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

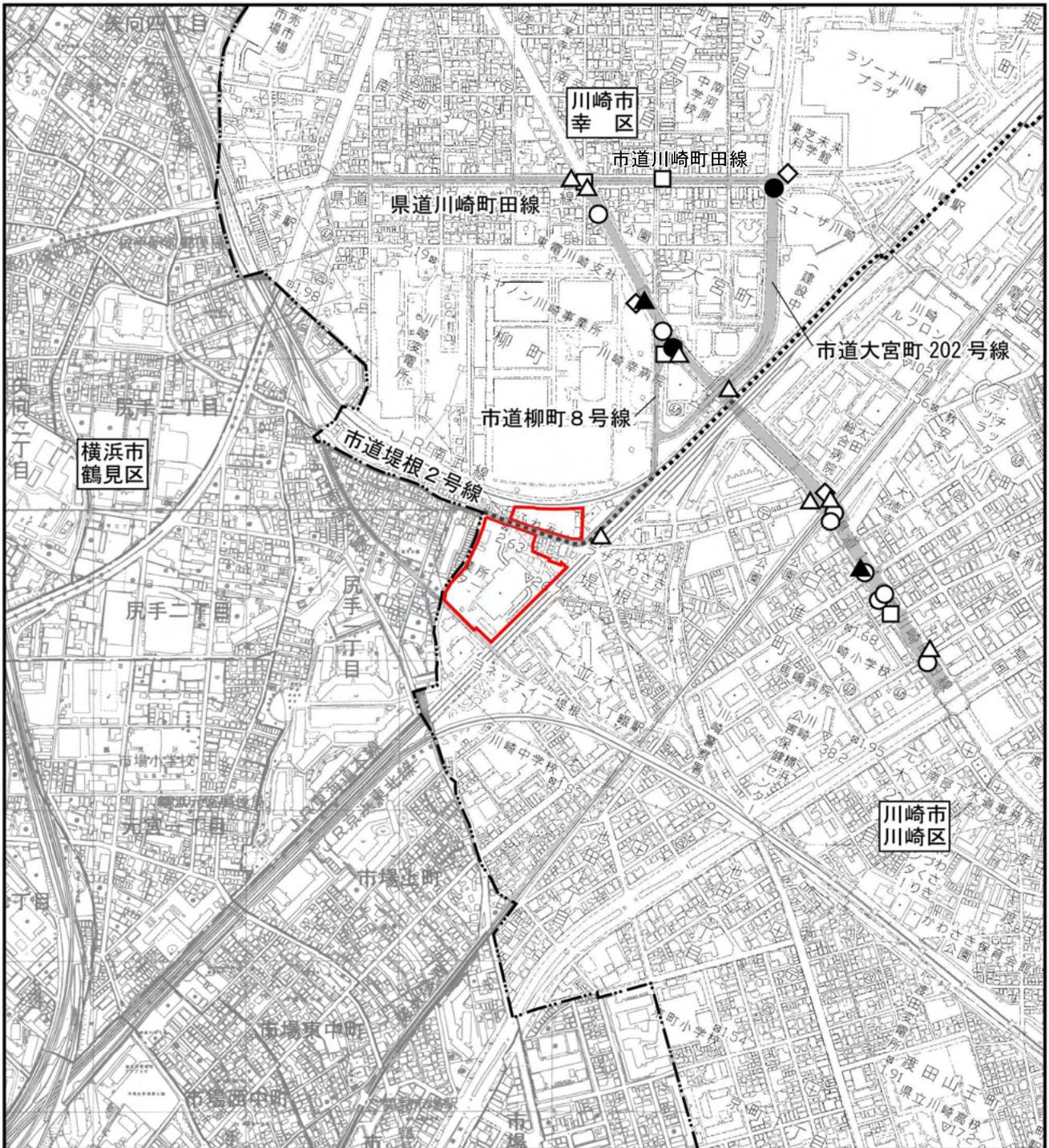
(エ) 道路等に係る計画等

調査対象道路との関連が想定される道路等に係る計画はない。

(オ) 関係法令等による基準等

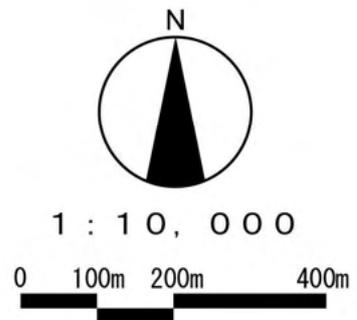
a 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、交通安全、交通混雑については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。



凡例

- | | | | | | |
|--|--------|--|-----|---|---------|
| | 計画地 | | 自動車 | 対 | 自動車 |
| | 市境 | | 自動車 | 対 | 自動車二輪車 |
| | 区境 | | 自動車 | 対 | 自転車 |
| | 調査対象道路 | | 自動車 | 対 | 原動機付自転車 |
| | | | 自動車 | 対 | 歩行者 |
| | | | 自転車 | 対 | 歩行者 |



この地図は、「川崎市1：10,000地形図(川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図(鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.10.1-9 交通事故の発生状況

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 工事用車両の走行に係る影響

(ア) 予測

a 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に係る交通安全及び交通流への影響とした。

b 予測地域・予測地点

(a) 交通安全への影響

工事用車両の走行に係る交通安全への影響の予測対象道路は、図 9.10.1-10 に示すとおりである。

(b) 交通流への影響

工事用車両の走行に係る交通流への影響の予測地点は、図 9.10.1-10 に示すとおり、交差点 A（南幸町二丁目交差点）、交差点 B（柳町交差点）、交差点 C（(仮称)西口さくら緑地前交差点）、交差点 D（シンフォニーホール前交差点）の 4 交差点とした。

c 予測時期

予測時期は、工事期間中で小型車と大型車の合計（小型車換算台数）が最大となり、影響が大きくなる時期の工事開始後 64～66 ヶ月目とした。影響が大きくなる時期の設定根拠は、資料編（資料 1 - 2、資 - 5 ページ参照）に示す。

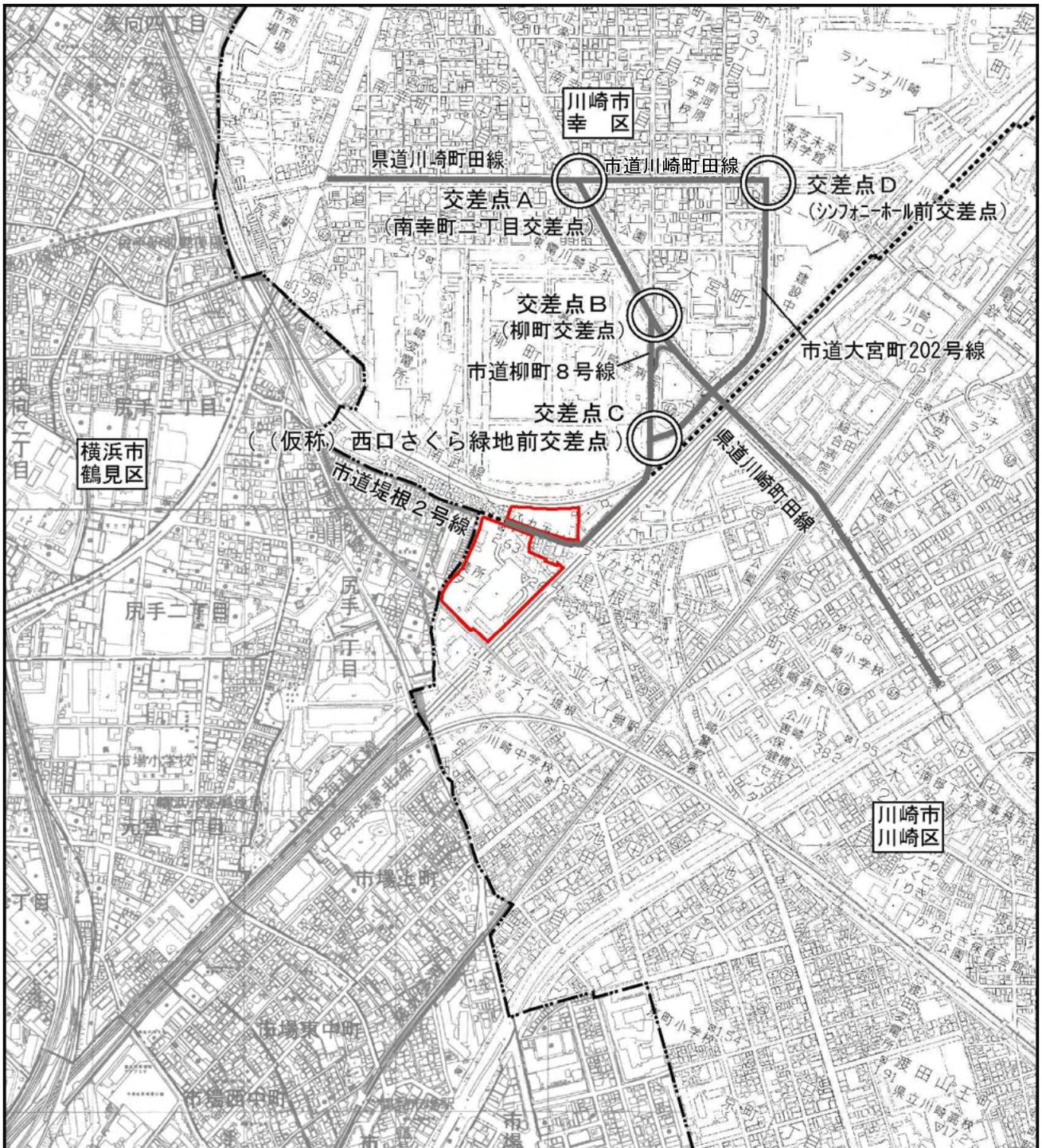
d 予測方法

(a) 交通安全への影響

工事用車両の走行に係る交通安全への影響は、予測対象道路の交通安全施設等の状況を考慮して予測した。

(b) 交通流への影響

交差点需要率及び車線別の交通混雑度は、「平面交差の計画と設計 基礎編」（平成 30 年 11 月 （一社）交通工学研究会）に示される方法により予測した。



凡 例

- 計画地
- · — · 市境
- 区境
- 予測対象道路
- 交通流の予測地点

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。



1 : 10,000



図9.10.1-10 交通安全及び交通流への影響の予測地点図

e 予測条件

(a) 予測時間帯

予測時間帯については、交差点における総流入交通量（小型車換算台数）に基づき、以下に示すとおり、工事用車両が走行する時間帯（7時～19時）のうち、将来予測交通量（将来一般交通量と工事用車両の合計台数）が最大となる時間帯とした。なお、詳細な内容は、資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

- ・交差点 A（南幸町二丁目交差点）：8時～9時
- ・交差点 B（柳町交差点）：8時～9時
- ・交差点 C（(仮称)西口さくら緑地前交差点）：17時～18時
- ・交差点 D（シンフォニーホール前交差点）：16時～17時

(b) 交通条件等

予測に用いる交通条件等は、以下に示すとおりである。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

① 将来一般交通量

将来一般交通量は、現地調査結果と同様とし、表 9.10.1-5 に示すとおりとした。

なお、将来一般交通量の設定にあたっては、「第7章 周辺地域の概況及び環境の特性」（120 ページ参照）に示したとおり、計画地周辺の主要な道路における過去 10 年間の交通量が概ね同程度となっていることから、将来の伸び率は 1 とし、現況交通量を用いることとした。

表9.10.1-5 予測地点の将来一般交通量（交差点総流入交通量）

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	2,164	561	2,725
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	2,052	420	2,472
交差点C (（仮称）西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	444	15	459
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	1,008	168	1,176

② 工事用車両台数

工事用車両台数は、表9.10.1-6に示すとおりとした。

なお、工事用車両台数の方向別割合は資料編（資料11-2、資-196ページ参照）に示す。

表9.10.1-6 予測地点の工事用車両台数（交差点総流入交通量）

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	0	24	24
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	0	43	43
交差点C (（仮称）西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	0	47	47
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	0	5	5

③ 将来予測交通量

将来予測交通量は、①将来一般交通量に②工事用車両台数を加えた台数(①+②)とし、表 9.10.1-7 に示すとおりとした。

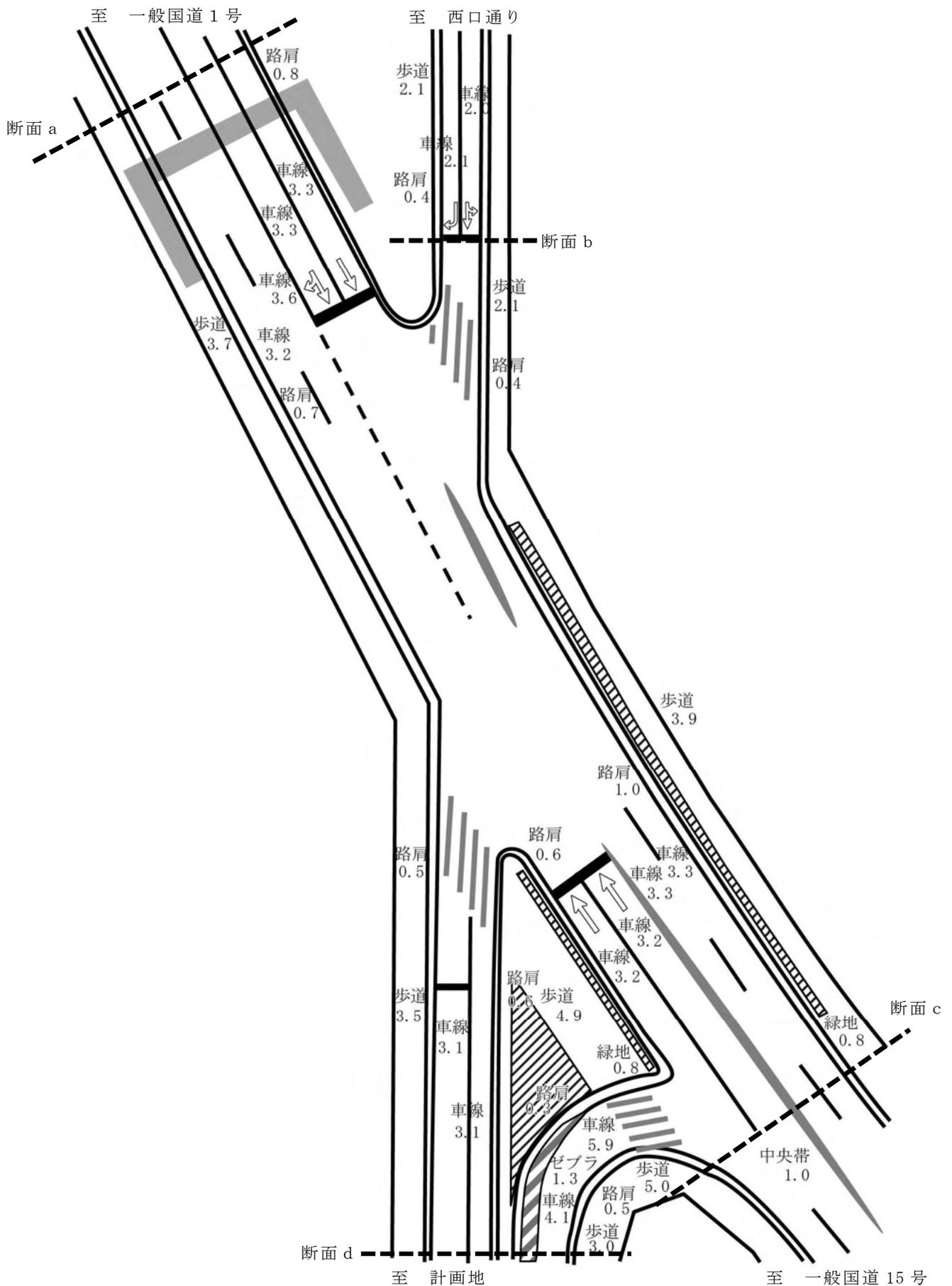
表9.10.1-7 予測地点の将来予測交通量(交差点総流入交通量)

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	2,164	585	2,749
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	2,052	463	2,515
交差点C (((仮称)西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	444	62	506
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	1,008	173	1,181

(c) 交差点の状況

交差点需要率を求める交差点の状況は、図 9.10.1-11(1)～(4)に示すとおりである。



[単位：m]

図9.10.1-11(2) 交差点の状況 (交差点B：柳町交差点)

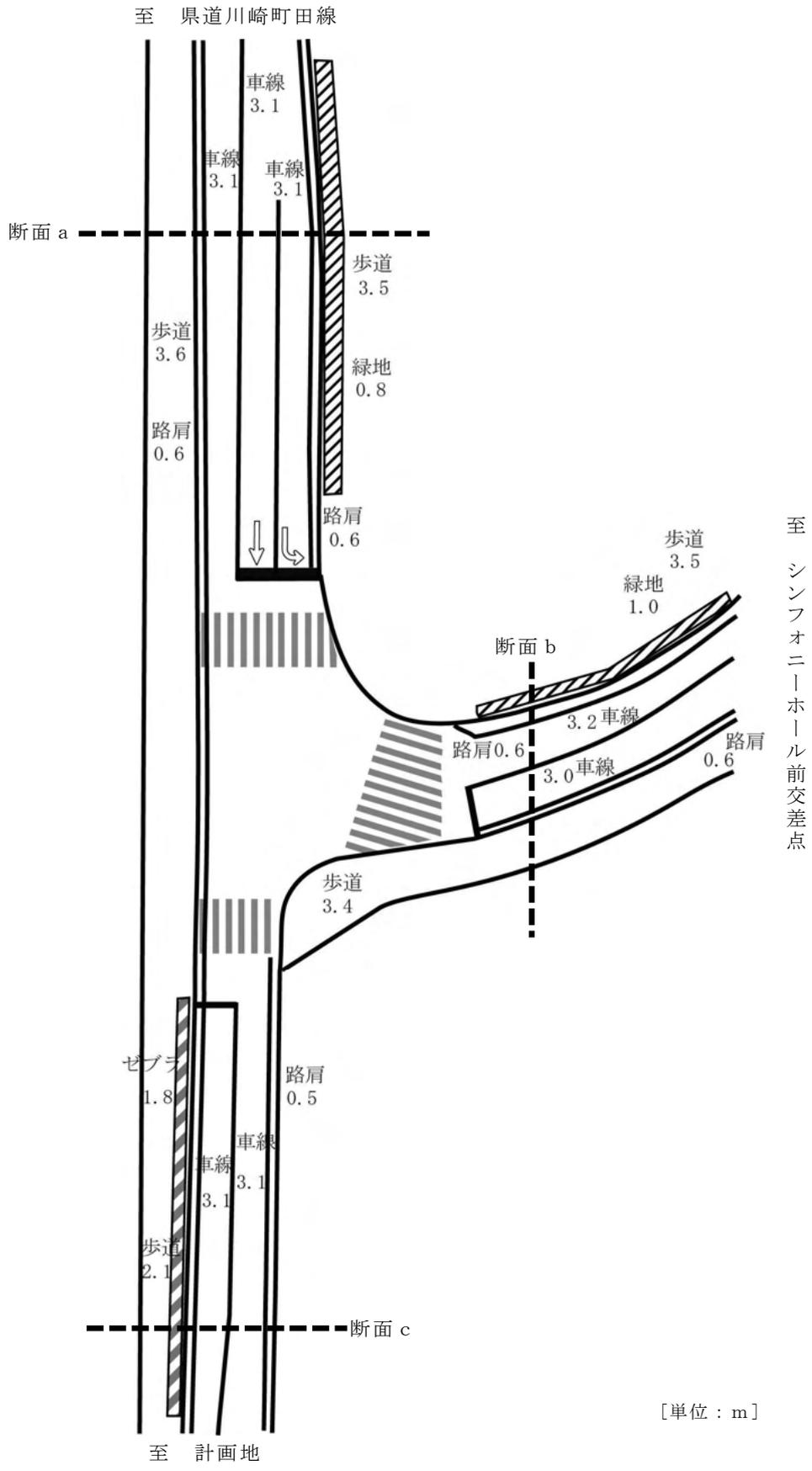


図9.10.1-11(3) 交差点の状況 (交差点C：(仮称)西口さくら緑地前交差点)

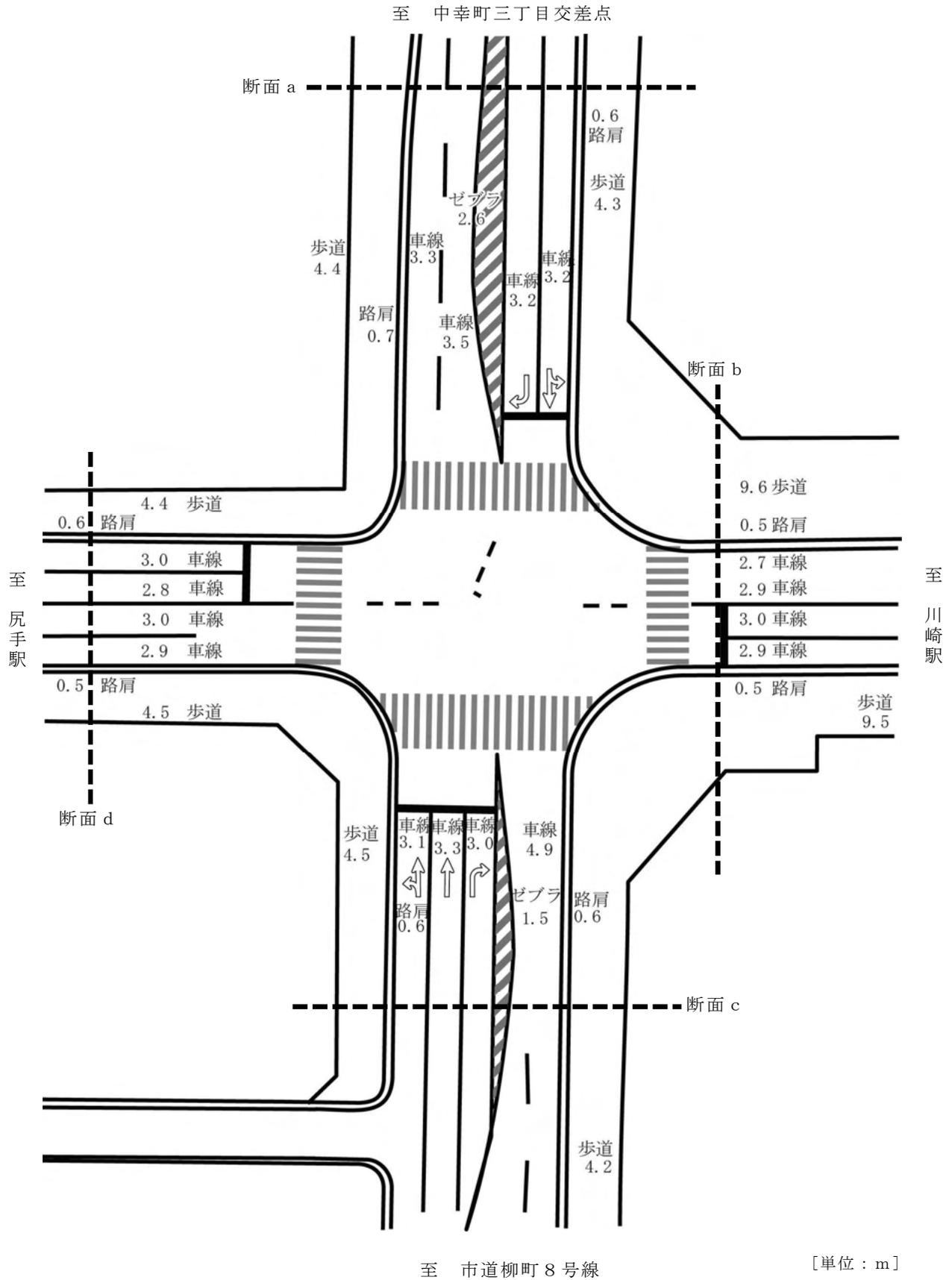


図9.10.1-11(4) 交差点の状況（交差点D：シンフォニーホール前交差点）

f 予測結果

(a) 工事用車両の走行に係る交通安全への影響

工事用車両の主要な走行ルートについては、川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。

また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。

さらに、工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。

以上のことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。

(b) 工事用車両の走行に係る交通流への影響

① 交差点需要率

工事用車両の走行に係る交差点需要率の予測結果は、表 9.10.1-8 に示すとおりである。

工事中の将来予測交通量による交差点需要率は、0.179～0.629 であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

表9.10.1-8 工事用車両の走行に係る交差点需要率の予測結果

予測地点 (交差点名)	予測 時間帯	交差点需要率			
		将来一般 交通量	将来予測 交通量	増加量	交通処理が可能とさ れる交差点需要率
		①	②	③=②-①	
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	0.620	0.629	0.009	0.872
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	0.417	0.423	0.006	0.929
交差点C (（仮称）西口さくら緑地 前交差点)	17時～18時	0.158	0.179	0.021	0.568
交差点D (シンフォニーホール前 交差点)	16時～17時	0.249	0.251	0.002	0.567

注) 交通処理が可能とされる交差点需要率は、歩行者専用の青信号時間等の損失時間を考慮した値を設定した。

② 車線別の混雑度

工事用車両の走行に係る交差点車線別の混雑度の予測結果は、表 9.10.1-9 に示すとおりである。

工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は、0.069～0.914 であり、円滑な交通処理が可能とされる目安 1.0 を下回るものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

表9.10.1-9 工事用車両の走行に係る交通混雑度の予測結果

予測地点 (交差点名)	流入断面	流入車線	予測時間帯	車線別の混雑度				
				将来一般 交通量	将来予測 交通量	増加量		
				①	②	③=②-①		
交差点 A (南幸町二丁目交差点)	断面 a	左折・直進	8 時台	0.662	0.662	0.000		
		直進		0.069	0.069	0.000		
		右折		0.069	0.069	0.000		
	断面 b	左折・直進		0.456	0.456	0.000		
		右折		0.181	0.181	0.000		
	断面 c	左折		0.877	0.914	0.037		
		直進		0.667	0.667	0.000		
		右折		0.506	0.506	0.000		
	断面 d	左折・直進		0.637	0.656	0.019		
		右折		0.865	0.877	0.012		
	交差点 B (柳町交差点)	断面 a		左折・直進	8 時台	0.439	0.439	0.000
				右折		0.069	0.069	0.000
断面 b		左折可	0.076	0.087		0.011		
		直進	0.366	0.366		0.000		
断面 c		左折・右折	0.306	0.421		0.115		
断面 d	直進	0.451	0.459	0.008				
交差点 C (仮称)西口さくら緑地前交差点)	断面 a	左折	17 時台	0.095	0.095	0.000		
		直進		0.321	0.373	0.052		
	断面 b	右折・左折		0.225	0.244	0.019		
断面 c	直進・右折	0.133	0.210	0.077				
交差点 D (シンフォニーホール前交差点)	断面 a	左折・直進	16 時台	0.573	0.573	0.000		
		右折		0.187	0.187	0.000		
	断面 b	左折・直進		0.304	0.304	0.000		
		直進・右折		0.304	0.304	0.000		
	断面 c	左折・直進		0.122	0.122	0.000		
		直進		0.122	0.122	0.000		
	断面 d	右折		0.184	0.184	0.000		
		左折・直進		0.353	0.360	0.007		
	直進・右折	0.353	0.360	0.007				

(イ) 環境保全のための措置

本事業では、地域交通への影響を低減するために次のような措置を講じる計画である。

a 工事用車両の走行に係る交通安全への影響

- ・工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、交通事故の多く発生している箇所や歩行者等の横断に配慮するよう指導等を行うといった交通安全教育を行う。
- ・登校時間帯には、工事用車両の走行台数が少なくなるよう配慮するなど、児童の安全確保に努める。

b 工事用車両の走行に係る交通流への影響

- ・工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定する。
- ・通勤等に係る車両については、工事業者に相乗りを促進し、周辺への交通負荷を軽減する。

(ウ) 評 価

工事用車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、工事用車両の主要な走行ルートが川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。さらに工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。これらのことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。

これに対し、本事業では、工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

工事用車両の走行に係る交通流への影響に関しては、工事中の将来予測交通量による交差点需要率は0.179～0.629であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。また、工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は0.069～0.914であり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。

さらに、本事業では、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

11 安全

11.1 火災、爆発、化学物質の漏洩等

計画地及びその周辺における過去の災害等の状況等を調査し、計画施設の稼働に伴い使用する危険物等が、周辺地域の安全確保に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画施設の稼働に伴い使用する危険物等による周辺地域への安全確保に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査した。

- (ア) 過去の災害等の状況
- (イ) 気象の状況
- (ウ) 地形及び工作物の状況
- (エ) 周辺の土地利用等の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査期間・調査時期

a 過去の災害等の状況

類似事例として、既存の堤根処理センター及び市内の2施設（浮島処理センター、王禅寺処理センター）の過去3年間の火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害等の状況を調査した。

b 気象の状況

調査期間は令和3年度とした。

c 地形及び工作物の状況

現地踏査は、令和5年7月6日（木）とした。

d 周辺の土地利用等の状況

「c 地形及び工作物の状況」と同様とした。

(イ) 調査方法

a 過去の災害等の状況

各処理センターが公表している「環境報告書」等の既存資料及びヒアリングにより把握した。

b 気象の状況

川崎市環境局ホームページ等の既存資料により把握した。

c 地形及び工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d 周辺の土地利用等の状況

土地利用現況図及び都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容を整理した。

- ・「消防法」
- ・「高圧ガス保安法」
- ・「労働安全衛生法」
- ・「毒物及び劇物取締法」
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」
- ・「川崎市火災予防条例」
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 過去の災害等の状況

市内の各処理センターでの災害等の状況(令和元年度～令和3年度)は表9.11.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

災害等の発生状況としては、堤根処理センターで年間4～6件、浮島処理センターで年間7～17件、王禅寺処理センターで年間2～14件となっており、その内容としては、

薬剤・薬品等の漏れ、計測機器・機器の不良、ごみピット火災、設備トラブルによる緊急埋火等であった。これらについては、既に是正措置及び再発防止対策を完了している。

表 9.11.1-1(1) 堤根処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：600 t /24 h (300t×2 炉)、昭和 54 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	4	薬剤・薬品等の漏れ	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	5	薬剤・薬品等の漏れ 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	6	薬剤・薬品等の漏れ 設備トラブルによる緊急埋火	

表 9.11.1-1(2) 浮島処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：900 t /24 h (300t×3 炉)、平成 7 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	17	計測機器・機器の不良 バンカー火災 設備トラブルによる緊急埋火	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	7	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 ごみピット火災 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	11	計測機器・機器の不良 薬剤・薬品等の漏れ ごみピット火災 設備トラブルによる緊急埋火	

表 9.11.1-1(3) 王禅寺処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：450 t /24 h (150 t × 3 炉)、平成 24 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	2	薬剤・薬品等の漏れ	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	7	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	14	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 設備トラブルによる緊急埋火	

(イ) 気象の状況

気象の状況は、「第7章 1 (1) 気象の状況」(99 ページ参照) に示したとおりである。

(ウ) 地形及び工作物の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

また、計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

(エ) 周辺の土地利用等の状況

計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

(オ) 関係法令等による基準等

a 消防法

本法律は、火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災・地震等の災害による被害を軽減することを目的としている。その中で、火災の予防、危険物、消防の設備、火災の警戒、消火活動等が規定されている。

本法律では、危険物の分類と指定数量を指定し、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の位置、構造及び技術上の基準を定めている。

b 高圧ガス保安法

本法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、その製造、貯蔵、販売、移動等の取扱い及び消費などを規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的としている。

c 労働安全衛生法

本法律では、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

d 毒物及び劇物取締法

本法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを

目的としており、販売、製造、取扱い、保管などを規制している。

- e 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

本法律では、政令で指定された物質 354 種類を年間 1 トン（発がん性のある 12 物質については 0.5 トン）以上取り扱う事業所で、業種や従業員数などの要件に合致するものについて、その事業所を持つ事業者は、指定の物質の排出量・移動量を届け出ることが義務付けられている。

- f 川崎市火災予防条例

本条例では、消防法に基づく指定可燃物について、保有すべき空き地の幅や防火のための塀などの、貯蔵及び取扱いに関する基準を定めている。

- g 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

本条例では、化学物質の適正管理に関して、事業者の努力義務、化学物質の適正管理に関する措置及び特定化学物質の適正管理に関する指針が定められ、事業者の自主的取り組みを支援するために、管理体制の整備、情報の収集・整理、量等の把握、自主管理目標の設定などが規定されている。

- h 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

危険物等に係る安全性の確保の程度とした。

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地内とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、供用時において、計画施設の稼働が定常状態となる時期とした。

(エ) 予測条件・予測方法

a 予測条件

計画施設で取り扱う危険物等の使用計画、安全対策等は以下のとおりである。

(a) 危険物等の使用計画

① 危険物

計画施設で取り扱う「消防法」に基づく危険物等の種類は、表 9.11.1-2 に示すとおりである。

表9.11.1-2 計画施設で取り扱う危険物等の種類と保管数量

使用施設	区分	分類	危険物種類	保管数量
ごみ焼却処理施設	危険物	第4類／ 第4石油類	油圧作動油	7,800 L
			潤滑油	2,500 L
		第4類／ 第2石油類	油圧作動油	500 L/基×2基
			灯油	13,950 L
		第4類／ 第3石油類	A重油	1,980 L
		指定可燃物	活性炭（下記合計）	8.6 t
	活性炭（脱臭装置用）		6.4 t	
	活性炭（有害ガス除去用）		2.2 t	
	消防活動阻害物質	劇物	アンモニア（25%）	5,000 L
	（消防法）貯蔵等の届出を要する物質	劇物	塩酸（35%）	3,000 L

② 高圧ガス

計画施設では、「高圧ガス保安法」に基づく高圧ガスとして、アンモニアポンペの使用及び保管を行う。

③ 化学物質

計画施設は、「PRTR法」の特別要件施設（ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設）に該当する。対象物質であるダイオキシン類について、排出量・移動量の届出が必要となる。

④ 毒物及び劇物

計画施設では、「毒物及び劇物取締法」に基づく劇物として、アンモニア、塩酸の使用及び保管を行う。

(b) 安全対策

計画施設には、「消防法」等の法令に基づく自動火災報知設備、消火設備等の消防設備を設置する。また、危険物を取り扱う作業場では、「消防法」等に基づき万全の対策を講じる。

また、計画地内のはしご付消防自動車の進入スペースや、消防活動空地、連結送水管等については、「川崎市宅地開発指針」に準拠して確保し、消火活動を適切に行うことができるようにする。

さらに、既存の堤根処理センターでは表9.11.1-3に示す自衛消防組織を整備し、初期消火にあたる体制を確保している。なお、自衛消防組織は、施設の職員で組織しており、自衛消防隊長・副隊長をはじめ、消火係、避難誘導係、防護安全係などで構成されている。消火係の隊員は、必要に応じて焼却炉の安全な運転・停止等の対応を行う。

表9.11.1-3 自衛消防隊組織

隊長	副隊長	役割	隊員
所長	担当課長	指揮係	担当課長 技術係長
		通報連絡係	管理係長 EMS・研修担当係長 操作係長
		消火係	職員
		避難誘導係	
		防護安全係	
		救護係	
		搬出係	
装備係			

(c) 安全に係る組織体制

既存の堤根処理センターでは、「労働安全衛生法」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、図 9.11.1-1 に示すとおり、安全衛生管理体制を整備している。また、川崎市環境局では、災害や事故の防止を図り、安全かつ健康に働ける職場環境の形成を目指して活動するため、「環境局労働安全衛生管理基本計画」を策定している。

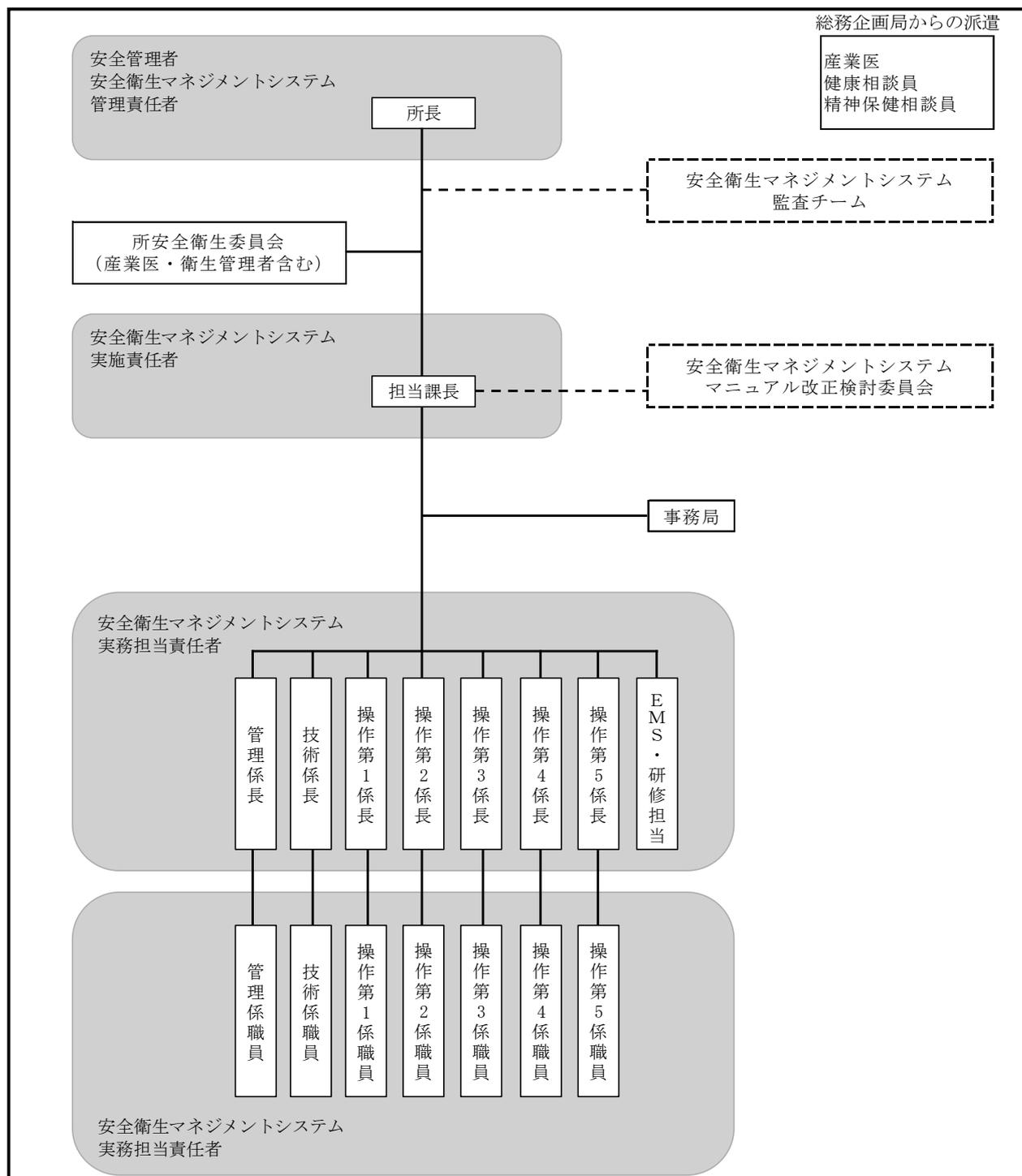


図9.11.1-1 安全に係る組織体制

(d) 教育・防災訓練

既存の堤根処理センターでは、安全確保の観点から次の教育訓練を行い、職員の防災に対する意識を徹底している。

- ・消火訓練
- ・避難誘導訓練
- ・非常時連絡訓練
- ・労働安全衛生向上のための訓練

(オ) 予測方法

類似事例（現状の取組事例）から推定する方法とした。

(カ) 予測結果

計画施設では、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。

イ 環境保全のための措置

計画施設の稼働に際しては、安全確保のために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底する。
- ・緊急時の対応など、ISO14001に適合した環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

ウ 評価

計画施設では、危険物等を取り扱うことから、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。

さらに、本事業では、安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるものと評価する。

